

# 平成19年度第3回佐賀県公共事業評価監視委員会

日時：平成19年8月28日

場所：特別会議室A

## (開 会)

鶴田県土づくり本部副本部長 皆さん、こんにちは。それでは、定刻になりましたので、第3回佐賀県公共事業評価監視委員会を開催させていただきます。

実は、きょうは委員長の荒巻先生が急用で欠席ということになりまして、委員会の設置要領の第5の2に、「委員長に事故あるときは委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」ということで規定させていただいております。今日は、委員長さんの方から古賀委員さんの方に委員長代理をお願いしてくれということでご指示いただいておりますので、古賀委員さんに委員長代理ということをお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

それから、きょうは、村田委員さんと鳥井委員さんが仕事のご都合で欠席でございます。

それから、きょうの進め方でございますが、前回の委員会のために兵庫北区画整理事業の小学校の経過等について再度説明をお願いしたいということでもございましたので、きょうの案件の10件が終わりまして経過等について追加説明をさせていただきたいと思っております。

それから、下水道事業のB/C、費用便益について内容がわからないというようなことでもございました。この件につきましては、説明順番の6番目の鳥栖の公共下水道の説明に先立ちまして、この件についてもご説明させていただきたいと思っております。

それから、一番最初のときに新規の取り扱いの件がございましたが、これは実は委員長さんと調整をやっておりましたが、委員長さんがこういう事態になりまして最終結論に至っておりません。ちょっと困った状態になっているんですが、委員長さんと再度調整をやりまして何らかの形で皆様の方にご報告し、ご意見をお伺いしたいというようなことで考えているところでございます。よろしくお願いたします。

それから、きょうの案件につきましては10ございまして、土地改良事業から農免道路、高潮、森林管理道路、港湾、それから6番から10番までが公共下水道ということになっております。

この後の進行につきましては、古賀委員さんの方で委員長代行ということでもよろしくお願いたします。

○古賀委員長代理 それでは、荒巻先生が急用でお出かけになれないようでございますので、私の方に代理を務めろということでもございますので、きょうは委員長代理を務めさせていただきます。

早速ですけれども、きょうの議題は24日に引き続きまして再評価地区諮問です。お手元に配付されております審議進行表に従いまして各所ごとをお願いしたいと思います。

きょうは10項目あるわけですけれども、最初の土地改良総合整備事業の三日月北部地区というところからご報告をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○農地整備課 農地整備課長の宮崎といいます。よろしくお願いします。

それでは、土地改良総合整備事業三日月北部地区についてご説明したいと思います。

まず、土地改良総合整備事業についてですが、この事業は、地域の状況、実情に応じまして必要な土地改良事業を選択して、総合的、一体的に実施することで生産性の向上及び作業の効率を図るという事業でございます。具体的にはここにありますように用排水路の整備とか農道の整備、あるいは区画整理、あるいは農地の排水をよくする暗渠排水というものがありますが、こういったものを組み合わせて選択してやるという内容でございます。

次お願いします。まず、この地区の三日月町の農業について概略ご説明いたします。

三日月町の農業の農業生産額につきましては、17年度で農業産出額が21億円でございます。その内訳としまして、米、麦、大豆ですが、そういった豆類が約6割、あと野菜が2割少し、あと畜産その他になっています。あと耕地利用率とありますが、これは耕地に対して作物を作付けた面積がどれくらいの割合になっているかということで、日本の平均は大体93~94%ですが、佐賀県で130%ぐらい、この地域は平場なものですから185%という率になっております。

次お願いします。また、この地区の農業の経営の状況ですが、受益地区は347ヘクタールでございます。そのうちどういった方が経営しているかといいますと、認定農業者、これは4ヘクタール以上の専業農家になります。それと集落営農組織、20ヘクタール以上の経営で組織内で規約をつくって経理の一元管理なんかをやっている組織です。そういった組織が面積の約8割を経営している状況でございます。

次お願いします。もう一つ特徴的な取り組みとしまして、これは三日月町のデータですが、特別栽培米、これは通常の農薬とか化学肥料の使用量を5割減するという米ですが、その認証を受けている農家、あるいは施設園芸などでエコファーマーということで、やはり減農薬、減肥料みたいなものに取り組んでいる農家、こういった農家が約165戸程度でございます。

次お願いします。次に、この地区の概要でございます。工期につきましては、平成10年から平成22年まで、面積は先ほど言いました347ヘクタール、総事業費が11.4億円ということで、進捗率は78%程度になっています。

整備の内容ですが、用水路として新設する路線が7路線、あと農道の改修が3路線、あともともとあった水路の改修、用排水路の補修が19路線という内容になっております。

次お願いします。まず、安定的な農業用水の確保ということで、ピンク色が受益地になります。ちょっと見づらいですが、青の点線がありますが、これが既存の水路でございます。この地域は祇園川という川が流れておりまして、この川から取水して水路に農業用水

として貯留をしておいて、そしてここに小さいポンプがありますが、これが1ポンプで大体20ヘクタールぐらい用水をかけることができます。これが地区内に点在しておりますので用水をかけております。ただ、写真にありますように、祇園川というのは小さい川ですので、河川の流量が少ないということもあって、川に水があるときに貯留して使っているわけですが、いずれにしても少ないということで、現在、嘉瀬川の上流に国土交通省が嘉瀬川ダムを建設しております。そこから水を引っ張ってくるんですが、あわせて農林水産省の方で国営の水路を建設して、これは最終的には白石の方まで水を送る水路でございます。途中、この地区についても、既存の水路に用水を落として補給をするという計画になっております。この赤いラインが、先ほど7路線が新設路線と言いましたが、この地区で既存の水路までもっていくための、国営から、この青いラインまでもっていくための水路、パイプラインを新設するものでございます。

次お願いします。もう一つ、水路機能の回復ということで、先ほどご説明しましたように、既存の水路はこういう状態でございます。この地区は昭和40年から50年ぐらいにかけて区画整理を実施した地区で、地区内の水路はすべて土水路になっております。ずっと使ってきたわけですが、のり面が崩壊して貯留する機能が土砂が堆積して少なくなっているということと、もう一つは維持管理、草刈りなんか危ないということで、ここに赤いラインがありますが、のり崩れがひどくて規模の大きい水路について補修するという内容でございます。補修の方法としましては、水面下に木材を敷き並べまして、コンクリートの水路ですが、底張りをしてない水路を入れていると。それと、水面の上は土の構造で草が生えるようにしてあります。

次お願いします。もう一つ、農道の整備ということですが、これが国道203号線になります。このエリアの農作物については、青いラインを通して集出荷場、これは野菜です、これが大豆のカントリーエレベーターということで、こういうルートで運ばれてきます。一つの路線、ここが狭かったものですから、これをショートカットして赤いラインを新しく拡幅して、曲がって行かずにダイレクトに国道に出れるということです。それともう一つ、地区内に砂利の農道がありました。これについては一部、舗装をしております。それと、三日月の北部のカントリーエレベーターと大豆集出荷所、ここは広域農道という大きな2車線の道路が走っているんですが、ここら一帯の農作物は、このラインを通して運びこれます。その後、ここから二次輸送として市場にこのラインで国道に出ていくということで、赤い部分が狭くて大きな車が入れなかったということで、ここを拡幅しております。

次お願いします。費用対効果ですが、農業用水の確保による生産物の増、それと施設の更新、施設の寿命が延びますので、その更新の効果、それと農道の補修によって輸送時間の短縮とか荷傷みの防止ということで、あと一般交通の利用もされるので、若干ですが、農業外の効果を見ております。全体で農業効果として1.25という数字です。

あと、費用対効果には未計上ですが、水路を改修して、この地区は洪水時なんかは、すべてこの水路に雨水が落ち込みます。貯留機能を回復したということで湛水被害の防止と

か、あるいは農業用水を若干増やしますので水質の改善効果、こういったものがあるかなと思っております。

次お願いします。地区の維持管理ですが、施設については、水路なんかは土地改良区という農家の組合があるんですが、そこに財産を移します。しかし、水路の草刈りとか泥揚げ、これは地域の方々、農家の方々がやっていただいています。ちょうど、「農地・水・環境保全向上対策事業」という事業が平成 19 年度から新しく制度化されました。これは農家数がどんどん減っている中で、こういう作業が大変になってきているということで、昔は集落で泥揚げとかしていただいていた。それに対して資材費とかそういったものを補助するという事業でございます。この地区内で、今、16 組織がこの活動を行っているということで、主に水路の草刈りとか泥揚げ、そういったものをお願いしているという状況でございます。

簡単ですが、この地区の説明を終わります。

○古賀委員長代理 どうもありがとうございました。

それでは、質問なりご意見なりよろしくお願いいいたします。

○齋藤委員 1 つだけいいですか、基本的な質問ですけど。費用対効果のところでは農業以外の効果が 0.02 とありますが、これは当初はどれくらい見てあったんですか、当初計画では。

○農地整備課 当初計画でも基本的には同じです。

○齋藤委員 しかし、広域農道というのは、一般の車についても利用価値がすごく高いじゃないですか。今、これよりも多くなってきているのではないですか。

○農地整備課 この道路は、現地を見ていただいた委員におかれましてはわかられると思うんですが、広域農道というのはこのラインで、これは別の事業で既に完成している事業で、これは一般の車両が相当走る道路です。農道の効果として計上しているのは、この拡幅部分ということで、田んぼの中で、これは見ていただいた道路ですが、大きなトレーラーが入ってくるとということで拡幅しているこの部分、あるいはそんな大きな道路じゃないです、2 車線の大きなトレーラーが入るような道路ではないですが、6 メーターに拡幅しているということで、今、委員から話がありました広域農道なんかは、そういった一般車両の効果を割と多く見ているんですが、地区内の、圃場内の道路ですので、あまり大きな効果は見えないということです。

○齋藤委員 しかし、それは大きくなって直線でも出れるわけですね。ですから、自動的なそういう効果の移動というのは考えられますよね。

○農地整備課 はい。

○齋藤委員 ですから、その辺についての道の傷みとか、そういう問題が今後出てくることはないですか。

○農地整備課 道路補修とかですか。

○齋藤委員 はい。

○農地整備課 中にも道路はいろいろあるんですが、最終的には、この道路については小城市の方で財産を持っていただくような形で、あと、補修が出た場合には、将来、活用できる事業を使って補修をしていただくという形になると考えております。

○齋藤委員 わかりました。

○古賀委員長代理 ほかにいかがでしょうか。

○長委員 事前にいただいた資料、よく見るとどこかに書いてあると思うんですけど、全体の計画年度なり事業の進捗状況というのは順調にしていると思いますが、あと残っている部分というのは、例の国営の事業の関係の部分だけですか。

○農地整備課 そうですね。国営から分岐するパイプラインですが、嘉瀬川ダムが完成して通水していただけるのが23年ですので、その大分前につくってしまうのもったいないので、今、それをちょっと待っている状況です。赤いラインが未施行の部分で、ほかはほとんど終わっております。

○長委員 大体予定どおりですね。

○農地整備課 はい。

○古賀委員長代理 ほかにいかがですか。

○齋藤委員 この間、大分聞きましたので。

○古賀委員長代理 よろしいでしょうか。 それでは、どうもありがとうございました。 次の方。

○農地整備課 続けてご説明いたします。

農免農道整備事業ということで、武雄北部地区についてご説明いたします。

まず、農免農道整備事業と申しますのは、生産地から農産物の集出荷所まで、あるいは集出荷所から市場までの効率的な輸送体系の確立ということと、農村地域の生活環境の改善ということで、地域の基幹的な農道の新設改良を行う事業でございます。

旧武雄市の農業生産について見ますと、農業生産額が約39億円程度、内訳は畜産が4割、あと米、麦、豆類が4割、野菜が1割という状況になっております。

次お願いします。受益地区の農業の経営状況ですが、444ヘクタールのうち約8割が、先ほどご説明した認定農業者や集落営農組織で経営されている状況でございます。

次お願いします。また、ここもエコファーマーとしまして、旧武雄市全体のエコファーマー認定者が97人ございますが、約3割が受益地区内で、ここにありますキュウリ、タマネギ、チンゲンサイなどの生産をしている状況です。

次お願いします。武雄北部地区の概要ですが、受益面積は、田が414ヘクタール、畑が15ヘクタール、樹園地が15ヘクタール、受益農家数480戸、整備する農道の総延長が4.6キロ、総事業費が25億円、予定工期は平成4年から平成20年ということで、進捗率は94%、来年完了する予定でございます。

武雄市周辺の図面ですが、武雄市はこの位置になります。青のラインが国道になります。茶色のラインが県道になります。この事業では、ちょうどこの県道と国道を結ぶこのライ

ン、赤いラインが既に供用を開始しているところです。ちょっと見にくいですが、この中間のラインのところ、これは市道でありまして市の方で改良すると。また、赤の点線のところが、工事はほぼ終わっているんですが、開通しておりません。あと、市道がこっちにつながるという内容でございます。

道路は、全幅員が7メートルの2車線道路をつくるという状況です。

次お願いします。事業の効果ですが、ポンチ絵ですが、先ほどご説明した農道がこれになります。ピンクが受益地になります。これは大豆の動きですが、大豆の共同乾燥施設がここにあります。そうしますと、ここのエリアの人たちは、ここへ直接運べるんですが、ここの区域の方々はどうやって運んでいるかと言いますと、グリーンの矢印のように武雄市の中を通過して、このラインで県道で運んでいるという状況です。それを市内を通らずに、ここの農道を通すということで、輸送距離にして、ここに書いてありますが、約1キロ程度短くなる。輸送時間で半分ぐらいになるという内容です。

次お願いします。これは野菜の集出荷の状況です。ここに野菜の集出荷場があります。先ほどとは逆に、ここのエリアの農産物については、このラインを通過して運ばれてくるということで、これをここに農道を開通させることで市街地を通らずにこのルートを通って行けるということで輸送時間を半分程度と計画しております。

次お願いします。また、集出荷施設からの出荷ということで、それぞれ集出荷所に集められた農産物は市場に出ていくわけですが、ここのライスセンター、あるいは大豆の共同乾燥施設に集められた農産物は、このラインを通過して国道を通過して行く。ここは長崎自動車道のインターチェンジであります。ここに入ってくるということで、これをショートカットしてこちら側に運び込むという計画にしております。これも半分以下ぐらいの輸送時間になるという計画です。

この地区の事業効果ですが、農業の効果としまして、農作物の輸送の効率化ということで1.14、農業以外の効果として一般交通車両の利用というものを見込んでいまして0.1という効果を見込んでおります。あと、これは効果には直接見込んでませんが、林業なんかにご利用できたり、あるいは緊急車両の通行とか、ちょうど農道の周辺に飛龍窯とか淀姫神社の観光施設がありますので、その連絡道として使われるだろうと考えております。

次お願いします。維持管理の状況ですが、受益地の約8割が、先ほどご説明しました農地・水・環境保全向上対策事業に取り組むことにしております。この事業をやる前も、こうやって開通している農道ののり面の草刈りなんかをしていただいております。これについては無償で今まで年数回、草刈りをしていただいておりますが、ガソリン代とか資材の提供ということでこの事業を活用するという計画にしております。

この地区については、以上でございます。

○古賀委員長代理 ありがとうございます。

それでは、ご質問なりご意見をお願いいたします。

ほとんどでき上がっているんですか。

○農地整備課 そうですね。来年、全線開通で一般通行までさせようかなと思っております。

○齋藤委員 すみません、基本的な質問です。工期が平成4年から20年までということですが、平成4年にスタートしたときから、この出荷量と申しますか、出荷種類、その辺については現状とほぼ同じぐらいでしたか。

○農地整備課 先ほどご説明しましたように、まだ開通していないので、あの農道をまだ100%使える状態にはなっていません。ただ、農産物と申しますと、ほぼ同じような状況…。

○齋藤委員 受益者数も当初と同じですか。

○農地整備課 農家数は、A3の資料の18ページ、真ん中あたりに旧武雄市の農家戸数をあらわしているものがございます。これを見ていただくと、全体の農家数が、例えば平成2年と17年を比較すると6割ぐらいになっています。「事業を巡る社会経済情勢等の変化」の欄に販売農家戸数という数字があって、平成2年が約2,680戸ぐらいありますが、17年で6割の1,600戸、これは農家が単純に減少しているということと、もう一つはその下に表がありますが、経営規模農家数というのを見ていただくとわかるんですが、3ヘクタール以上が平成2年と平成17年を比較すると1,600%になっています。要するに、小規模農家が減って大規模農家に集約してきているという面と、単純に農家が減少している面があります。受益面積は若干落ちていますが、ほとんど変わっておりません。

○齋藤委員 そしたら、こういう場合は当初の計画の中での受益者負担というのは、そのまま継続するんですか。

○農地整備課 この事業は農道事業で、一般的には、ここの地区もそうなんですが、一般交通も結構利用されるので、今ですと武雄市の負担でとまっております。農家の負担は、この事業はありません。先ほどちょっとご説明した農地をいじるような事業ですと、あれは農家負担がありますが、これについては武雄市までとまっているという状況です。

○齋藤委員 ありがとうございます。

○古賀委員長代理 現在、約39億円ぐらいの生産がありますね。これができ上がったときは、どれくらい見込まれているんですか。

○農地整備課 この事業の計画では、農業の生産量が増えるという事業ではありませんので、計画としては増量は見込んでおりません。輸送を短時間にさせるということで、それによるコスト縮減という観点からですので、計画では増量は見込んでない事業です。

○愛野委員 この事業費は、全額、県の負担ですか。

○農地整備課 事業費は、先ほどもちょっとお話ししましたが、国が50%、県が42%、あと市が8%という負担割合になっております。

○愛野委員 そうすると、県の負担というのは、そのうちの四十数%ということは、10億円ちょっとくらいですか。

○農地整備課 そうですね。

- 古賀委員長代理 ほかにございませんか。
- 長委員 この農道ができることで時間的な短縮が進むということはわかったんですが、計画で見ますと、青い線との間が全然、そこは道幅は十分あるわけですか。
- 農地整備課 市道が、こちらからこう抜けてございました。ここはなかったんですね。ここをつなぐことで、この事業でつないでいるんですが、市道で今ここを改良して、次にはここという感じになります。
- 長委員 別の事業でやるということですか。
- 農地整備課 市の事業です。市がもともと持っている市道ですので、市が改良するということで、2つの事業が合わさってつながるという内容になります。
- 川本委員 前回の三日月にしても武雄にしても、あまり広いエリアじゃないところで、その中で農産物の輸送時間をもっと早めるということが必要なんでしょうか。
- 農地整備課 もともとは、先ほどもお話ししましたように、このエリア、武雄市のエリアをとおったのを、集出荷をですね、あるいは遠回りでインターチェンジに向かってこのルートで走ってきているのを、一つは時間短縮ということでそのコストを、燃料費とかですね、そういったコスト低減を図るという目的でこの事業は取り組まれております。
- 川本委員 こういうのは地元から要望があるんですか。
- 農地整備課 そうですね。土地改良事業というのは申請事業ですので、基本的には申請されたものが費用対効果が1.0以上になるか、計画できるかということで検討しまして、1.0出ないやつはだめなので、条件としては1.0を超えるもの。それと、農家の同意というものをいただかなきゃいけませんので、すべての農家の方々に、土地改良事業の場合、3分の2以上の同意となっているんですが、判子をいただくというような手続になります。地域からの申請事業です。
- 川本委員 私たちが普段利用するとき、広域農道があって助かります。それはどうしてかと言うと、だれも通ってないからですね。だから、本当にこの道は必要なのかなと、逆にですね、そういう疑問もあります。
- 牟田県土づくり本部副本部長 確かに時期があるんですね、農繁期、米がとれるとき、麦がとれるとき。そして、基本的にはピストン輸送ですから、1回通れば済むということじゃなくて、圃場で米を積んでカントリーエレベーターまでは軽トラックでポンプアップというんですが、あれに入れて何往復もせにゃいかんということで、地元の農家の方たちは、そのたびに市街地で渋滞に遭うというのは我慢できないということで。普段、農繁期以外を見ると、あんまり通ってないじゃないかと思受けられる農道もあると思います。
- 佐藤委員 この事業と直接関係があるかどうかわからないんですが、維持管理のところで、先ほど、水路ののり面の整備がされているということですが、のり面に外来種が植えられたりして、その地域の人たちが手入れがすごく大変だという話を聞いたんですけど、農道だとか水路ののり面の生態系みたいなものは、どうなっていますか。
- 農地整備課 水路は、基本的には先ほどの地区は水路ののり面を普及しているんですが、



植生とかはせずに自然に生えてくるままにしております。ただ、ここでやります農道なんかののり面は、結構大きなのり面ですので、被覆をするために植生をしております。昔は確かに外来種というのがわりとやられてきて植生をしてきているんですが、最近は配慮していかなきゃいけないということで少しずつ変わりつつあります。確かに、ご指摘のように農道ののり面なんかは、昔の地区なんかはそういったもの、外来種を吹きつけているところが結構多いですね。

○牟田県土づくり本部副本部長 今は種子を在来種を入れることという要件がついておりますので。

○農地整備課長 今は、そういうふうになってきております。

○川原建設政策監 現在、すべての外来種を省くということまではなっていないんですけれども、16年度だったと思うんですけれども、佐賀県が移入規制外来種というのを指定しました。新たに植えちゃいかんという、そういったものは公共事業からは締め出すというか、そういった種子は使わないという、そういった対策はとっております。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○齋藤委員 1つだけ、要らぬお世話かもしれませんが、これからメンテナンスが地域の負担となってくるわけですよ。この事業をもってそれに充てると、費用的なものを当てるということですけど、この対策事業というのは、ある程度、恒久的にあるものなんですか。

○農地整備課長 これも国の事業なんですけど、これは国が2分の1、県が2分の1、市町が2分の1ということで、地元の方は労働していただいて、それに対する資材を提供することで、今、国の制度としては当面5年をめどにやってみましょうということで、その間、いろんな実施状況なんかを見て内容を見直したりする、そういうことはあるかと思うんですが、そういう制度になっております。

○齋藤委員 一応5年を目途に施行してみるということですね。

○農地整備課 はい、今のところですね。

○長委員 今の話は、のり面の話ですか。

○農地整備課 農地・水・環境保全向上対策事業という事業制度についてです。

○齋藤委員 それは限度はあるんですか、費用的なものは。

○農地整備課 1地区に対してといたしますが、基本的には、ここに書いてありますが、農家と、あるいは農家以外の学校の関係者とか、いろんな関係者が入って協議会をつくってもらいます。対象とするエリアの農地の面積で10アール当たり4,400円、あと掛ける面積、その間にある水路とか農道とか、あるいはいろんな施設がございますので、そういったものの補修とかに使っていただくという内容です。

○牟田県土づくり本部副本部長 佐賀は、1集落の平均圃場面積が三十数ヘクタールなんですよ。それに4,400円、畑は2,800円ですけど。水田だけだったら120~130万円のお金が5年間は毎年くるわけです。

○古賀委員長代理 それでは、さっき私は確認してなかったんですけども、第1の土地

改良総合整備事業についても、継続ということ。それから、第 2 番目の農免農道整備事業についても継続ということで確認していただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。では、そういうことで。どうもありがとうございました。

それでは、第 3 番目の高潮対策事業について、お願いします。

○河川砂防課 河川砂防課長の原でございます。よろしく申し上げます。

今回ご審議いただく高潮対策事業ですけれども、まず、高潮ということの説明をしたいと思います。

去年、台風 14 号が来ましたが、有明海沿岸で高潮、塩害被害があったことは、皆さん、ご存じかと思います。まず、高潮発生メカニズムについて説明したいと思います。

台風とか低気圧が海岸部を通過する際に生じる海面の高まりのことを言います。1 番目に、台風の中心気圧が周辺より低いということで中心付近の空気が海面から吸い上げられる現象が起きます。この結果、海面が上昇すると。普通、1 ヘクトパスカルで海面が 1 センチ上がるそうです。2 番目に、台風が来ると強い風が陸上の方に向かって吹くということで海水が海岸に吹き寄せられる現象が起きます。そして、海岸付近の海面が上昇するという現象が起きる場合。3 つ目が、風によって大きい波が海岸に連続して吹き寄せるとなると、波が 1 回だと戻るんですけれども、連続することによって戻らない現象が起こって、要するに岸辺付近に海水が上がるという現象で高潮が起きるということになります。

次お願いします。この図面ですけれども、佐賀低平地、佐賀平野の横断図といいますが、ここが海岸堤防になります。ここが県庁です。佐賀平野の横断図を海岸堤防を基準にして書いたものです。海岸堤防を計画するとき、計画高潮位、河川で言えば計画水位です、これを決めるんですが、これが有明海岸の場合は 5.02 メーターになります。県庁付近が標高で 3 メーターでございます。こういうふうに佐賀低平地、海岸より背後地がほとんど低い状況ということで、高潮被害に非常に弱いという地形を佐賀低平地は持っているということがこの図面でわかると思います。

下の写真ですが、これは昭和 60 年 8 月、結構ひどい台風でしたが、台風の高潮によって、ここは芦刈の海岸ですけれども、海岸の上を波が洗っていると、船も乗り上げているという状況です。このとき甚大な被害が出ております。

次お願いします。今回ご審議いただくのは浜川の高潮対策事業でございます。

次お願いします。昭和 60 年 8 月の台風、これは 13 号ですけれども、こういうふうに周辺に水があふれております。このときの浸水戸数として約 100 戸が被害をこうむったという状況でございます。

その後、平成 11 年 9 月に台風 18 号が来ましたが、これほどではなかったんですが、高潮によって堤防から水があふれるという高潮被害をこうむっております。

次お願いします。高潮対策事業の目的ですけれども、治水安全度の向上と書いていますが、まず、堤防を上げる必要があります。上の方から水が来ますから、河道拡幅もあわせてすることによって治水安全の向上を図るといった目的を持っております。ひいては、それ

が周辺住民といえますか、流域住民の生命、財産を守るということで安全・安心を確保するという目的を持っております。

次お願いします。この事業の位置関係ですけれども、浜川、この川です。浜川というのは多良岳山系の経ヶ岳を発しまして北流しまして鹿島市の浜町を貫流して有明海にそそぐ川です。延長としては 10.2 キロの 2 級河川、県管理河川です。

この浜川流域では、川の断面が小さかったということと、堤防も低いという状況で周辺の家屋とか、浜町付近は家屋が連檐しておりますが、大雨が降ったりとか高潮のたびに被害をこうむっているという状況がこれまでございました。

先ほど説明しました昭和 60 年 8 月の高潮とか平成 2 年の出水でかなり甚大な被害が発生しておりますものですから、その被害軽減のために、ここに国道 207 号が通っております。今、ここに 207 号のバイパスができておりますが、旧国道といえますか、から下流側を高潮対策事業、これから上流については通常の河川改修事業ということで進めてきております。

今回の高潮対策事業ですけれども、207 号から河口まで約 670 メーターございます。これまでの間に下流から 450 メーターを完了していると。ここに J R 橋がありますが、J R 橋から上の区間、約 220 メーターが未完了という状況でございます。

横断的に見ますと、この横断で改修しております。副断面的になりますが、ここに護岸、ここにも護岸があって、高潮ですから越波があるということで表面をコンクリートを張るという計画を持っております。

次お願いします。事業内容ですけれども、全体事業費として約 50 億円。事業期間が平成 2 年から、時間がかかっているんですが、24 年ということで設定しております。改修延長は 670 メーター、河川としての計画流量は 280 トン、安全度として 50 分の 1、50 年に 1 回ということ。事業内容は、掘削、護岸、橋梁 1 基、それと J R 橋梁 1 式でございます。

費用対効果は 23.1 ということを設定しております。

進捗状況ですけれども、下流部から 450 メートルぐらいの護岸工事が完了しております。18 年度末現在で進捗率が 75% という状況でございます。

次お願いします。これは改修状況ですけれども、左側が未改修だったときの写真、右側が改修済み後の写真、川幅を広げて堤防も上げている状況の写真でございます。

次お願いします。これは航空写真ですけれども、ここが 207 号、これから下流を高潮事業でやっております。ここに J R 橋があります。この前後に用地の未買収箇所がございます。この箇所のためにこの付近が、これから上ができていないという状況です。下流部の 450 メーターは完了しております。この薄く塗っている区域が浸水想定区域、高潮による被害区域です。

高潮事業は継続事業ということでお願いしているんですが、効果としましては、治水安全度が上がる、高潮被害の解消を目指して地域住民の安全・安心を確保するというので

す。

今後の事業展開については、時間がかかっておいて難航箇所もありますが、今後、収用作業といいますか、これを視野に入れたところでできるだけ早期に完成を図りたいということで頑張っているところでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○古賀委員長代理 どうもありがとうございました。

どうぞ、ご意見なりご質問なり申し上げます。

○長委員 当初の工期は平成2年から18年ということですね。この間、時間がかかっているわけですが、主な理由はどういうことでしょうか。

○河川砂防課 2件、家屋が残っております。どうしてもその方が会ってくれないとか、用地交渉が非常に難航しております。その家を補償しなければ堤防のかさ上げとか拡幅ができない状況で、任意に交渉をして努力しているんですが、なかなか合意が見出せない。今後は、先ほど事業認定作業といいますか、収用を見越して今準備をしている。できるだけ早期に、この2件のために、全体で約70戸ぐらいの家屋をお願いしております。2戸のために事業を延ばすわけにもいかないものですから、今、解決に向けて努力しているところでございます。

○古賀委員長代理 その2戸の方というのは、水害があったときは浸かるんでしょう。

○河川砂防課 はい、浸かります。

○古賀委員長代理 にもかかわらずですか。

○河川砂防課 はい。

○長委員 この2戸は、要するに川幅を広げる関係で既存の住宅地とか農地なんかにかかるといえることですか。住宅ですか。

○河川砂防課 住宅です。

○古賀委員長代理 めどはつかないんですか。

○河川砂防課 だから、任意ではなかなか難しいということで、強制という言葉は悪いんですが、収用作業に入るといってやっております。

○川本委員 高潮の説明を受けましたけれども、アメリカのニューオリンズでしたか、ハリケーンで、去年でしたか。あのときも同じように高潮で、あそこも低いでしょう。ちょっと似たようなことがあっていましたけれども、そういうときにあそこはなかなか水がはけなかったですね。そういうことがもしあるということ、さっきの図を見せていただいたように、道とか完全に浸かってしまうんですけれども、そういう場合、早期に水をはかせるといって、そういうことも護岸工事の中に入っていますか。

○河川砂防課 この中ではないんですが、宿命的に低いと。解決策としては強制的に水を出すしかない。だから、有明海沿岸には強制的な、佐賀平野の特徴ですが、強制的な排水ポンプが、高潮事業でやるケースもあるんですが、いろんな事業でポンプを設置しております。完全ではないんですが、そういうポンプが必要だということです。有

明海が引けば引くんでしょうけど、潮位が下がったり上がったりするという中で、一たん湛水してしまうと低いところに水が流れる。たまったものは強制的に揚げるしかないという部分があって、県内にはかなりの数の強制ポンプをいろんな事業で設置しております。

○川本委員 今の写真を見ると、簡単に高潮が堤防を越えてあそこまで浸かってしまいそうな感じがしますが、堤防が決壊した場合は。

○牟田県土づくり本部副本部長 佐賀平野は、今、第一線堤で整備を一生懸命やっておりますが、万一を考えて二線堤は残すということで基本的には残しております。だから、一線堤にもし何かあったときには、二線堤の道路のところ角落里の小屋がずっとあります。材木をゴトツと落として、そこは申しわけないけど、地先の干拓だけの被害におさめるというような善後策をとっております。一たん浸かっても干満の差が大きいので 1 日 2 回は干潮があるわけですね。そのときに浸水した水の相当部分は、また樋門から出ていくということになりますので、この状態で何日も浸かるということは想定しておりません。

○河川砂防課 最悪の想定ということで聞いていただければと思います。

○鶴田県土づくり本部副本部長 堤防が全くない場合に来たらという話ですから、堤防が決壊する区間というのにも限られると思いますので、それで入っていく時間、量というのがありますので、ここまでなるというのは、もう堤防がない場合の想定でございます。

○川本委員 ただ、このごろは台風は大きいから怖いでもんね。

○牟田県土づくり本部副本部長 決壊寸前までいったことは何回かあります。

○川本委員 そうですか、そういうときには県というか、佐賀市は…。

○牟田県土づくり本部副本部長 消防団が出て土のうを積んだりします。いよいよのときには、もう二線堤を閉め切るか、閉め切らんかで大分もめるんです。地先の人は閉めんでくれと、背後地の人は閉めてくれと。

○齋藤委員 今度、かさ上げされてあるわけですよ。その基準は何があるんですか、それだけの高さにする基準というのは。

○河川砂防課 横断図がありますが、5.02 というのが海岸堤防の計画の基準高になります。これプラス波の打ち上げ高を確保して海岸堤防は 7 メーター 50 です。ただ、浜川は少し内側に入るものですから高さは 5 メートル 50 という設定で計画しております。

○齋藤委員 今の堤防にかさ上げそのものの工事を追加するんですか。

○河川砂防課 今の堤防といいますか、少し拡幅するものですから、少し広がったところで堤防を上げるという格好になります。

○齋藤委員 そのような補強関係も入っているんですか。

○河川砂防課 入っております。

○齋藤委員 結局、予想できないような波の高さに対しての強度とフェンスにならないといけないですから、その辺の基準というものが、ないものに対する基準というものがあるわけですか。

○河川砂防課 有明海岸は、伊勢湾台風級の台風が有明海に最悪の進路で入った場合を想

定して高さを決めております。だから、安全度はかなり高いというふうに考えております。750 というのは、さっき、副部長が一線堤と言いましたが、前面堤ですが、これが 750 で決めています。だから、後ろへいくほど高さが下がりますものですから、浜川に関しては堤防高は 550 ということで決めております。

○齋藤委員 想定外ということがないようにしていただきたいと思います。

○河川砂防課 今言うように、伊勢湾級台風、ある程度一定基準、既往最大でやりますから、既往を超えれば絶対あり得ないということはないと思います。

○古賀委員長代理 一つ問題は、地球温暖化の関係なんでしょうけど、台風の規模がだんだん大きくなっていますよね。アメリカではすごい台風が来ているわけですけど、日本もそうなるんじゃないかなという気がするんですけど、そんなことは今想定されないんですね。

○河川砂防課 全国的にそれは見直し議論かあっています。やっぱり温暖化とか海面上昇があって非常に強度になるというケースがあるものですから、海岸の基準を少し上げるという話はあっているんですが、今、検討中と聞いております。全国的な話になると思います。

○古賀委員長代理 やっぱり少しこれから考えておかれた方がいいような気がしますけどね。

そのほかございませんか。

○齋藤委員 すみません、もう一つ。さっき、2 戸がまだ買収のままということで、今、予算関係が全体事業費として 50 億円、そして、完了まであと 5 年、その辺で予算枠を超えるようなことはないですか。

○河川砂防課 いや、それは、これは入れて想定していますから 50 億円を超えることはないかと思います。

○齋藤委員 わかりました。

○愛野委員 平成 2 年が事業開始だったですよ。その後に国内でも大きな地震も何回かあったと思いますし、その当時の設計等、強度に変更かなんかあっているんですか。

○河川砂防課 耐震基準でその都度、補強といたしますか、堤防も含めてやって検討して対処してきています。

○愛野委員 強度を増しているんですか。

○河川砂防課 はい。ここをしたのかどうか、ちょっと覚えてないんですが、その都度、耐震基準が変わって、堤防の補強の基準があって、基準を満たしていなければ補強するという対策をその都度やっております。

○牟田県土づくり本部副本部長 海岸は、いろいろ海岸の所管省庁があるんですけど、耐震という意味では、まだ対策がとれていないのが実態です。高潮対策を優先しておりますので、まず、波が堤防を越えないように整備をします。もともとこの地域は弱震地帯で、そんなに地震の影響は考えなくていいという設計基準に基づいて整備してきましたけれど

も、この間の福岡の地震からそうとも言えんということで、少し耐震性を持たせようという考え方も入っておりますが、まだそこまでは、高潮対策そのものが完了していませんので、耐震性ということはこれからの課題です。

○愛野委員 耐震の補強をしても、それは予算は出ないんですよね。

○牟田県土づくり本部副本部長 海岸については、新たな予算が要ることになるろうかと思えます。

○池田委員 耐震の話なんかもありましたけれども、基本的なつくり方と申しますか、それは当時と今と一緒ですか。例えば、今つくるんだったら別のつくり方をしたりするんですかね。

○河川砂防課 堤防自体は、基本的に土堤ですからそんなに変わったようなことはありません。

○池田委員 耐震設計になっているかと。

○牟田県土づくり本部副本部長 河川の堤防と海岸の考え方は、ちょっと違うんですよね。海岸堤防は、特にこういう軟弱地盤の海岸堤防は、最初から耐震性ということを考えてと少し工法は違っていたかもわかりません。

○齋藤委員 ただ、対海水で腐食関係、今までの堤防にかさ上げされるわけでしょう、今までできていた分にするんでしょう。既存の構造に例えば劣化が発生したりとか塩害が発生したりとか、そういう問題というのはこれから出てくるんじゃないですか、穴があくとか。

○河川砂防課 浜川の場合は、既存堤防の基本的に外側にいくものだから既存の堤防そのものではないんですけども、海岸なんかの場合、そういうケースがあり得るでしょうね。昔の堤防の上に載せるということで。

○牟田県土づくり本部副本部長 海岸なんかは整備が完了するということはないんです。こっちを終わりよったら、今度はこっちが沈下する。今、有明干拓の堤防なんかは、今の堤防の下に古い堤防が2つ、きれいな形で入っております。腹づけ、かさ上げ、腹づけ、かさ上げで高さを守っていかにかいかん。豆腐の上に堤防を築いていますから。基礎を打つということになると30メートルも40メートルも杭を打って、その上に載せんばいかんということになりますので。それはそれでまた今度沈下したときにあくということになります。

○齋藤委員 その前に地震で崩れてしまうとか…。難しいでしょうね、場所的に。

○古賀委員長代理 そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。今後いろいろ問題が出てくるかもわかりませんが、今回については継続ということをお願いします。

それでは、森林管理道開設事業について、お願いいたします。

○森林整備課 森林整備課の箕輪でございます。よろしくお願いたします。私の方から森林管理道、いわゆる林道の開設事業についてご説明を申し上げます。

まずもって、森林の機能でございます。この点は皆様、ご承知かもしれませんが、森林

には、水を蓄え、それをゆっくり流すということで水源涵養機能と呼ばれる機能、また、土砂の流出や崩壊を防止する機能、また、保健休養の場を提供するというような機能がございませう。また、最近では地球温暖化防止ということで、森林がCO<sub>2</sub>を吸収する、また貯蔵するというこゝで、そのような機能について大変期待が高まっているというふうに認識してございませう。

このような森林の機能を発揮していくためには、やはり適正な整備が必要となります。植林を行ってから、その苗木が育つためには邪魔をする草を刈ってやる下草刈りと呼ばれるもの、また、一定程度成長しますと、今度は枝同士が邪魔を仕合って林内に光を入れないということがございませうので、その枝を落とす枝打ち作業。また、樹木のそれぞれが成長しますと混み合ってくるということで、その中から弱い木などを、いわゆる間引いてやる間伐と言われる作業を順次行っていくというふうなことが必要になります。

そのような作業が行われないと、画面でいきますと右上の方にありますが、森林の中が暗くなってしまうと、いわゆる樹木の下に下草も生えないような森林になってしまいます。こうなると雨が降ったときに土が流れてしまうということによって、森林の土が持っている水源の涵養機能なども損なわれてしまうということで、こういう森林の整備作業というものを順次やってやることによって右下のような適正な森林、森林の中に光が入るような森をつくっていくということが必要になります。最終的にはこれを伐採していくということになります、最近では地球温暖化の関係で、伐採というと若干、伐採していいのという気持ちの方もおるかと思うんですが、最近、温暖化の関係で木材自体がCO<sub>2</sub>をある意味、固定している材料であるということ。ですから、これを燃やす、もしくは腐らせるということをしていない限りはCO<sub>2</sub>を吸収している、固定しているということになりますので、こういうものを使って家を建てていく、あと家具をつくって使っただけということとは、それ自身でCO<sub>2</sub>を固定していくということで一定の効果があるというふう考えております。また、森林の特徴として、切った後にまた植えるということで循環、サイクルができるということで、ある意味、持続的な利用が可能であるということが特徴であるかというふうに思ひます。

このような森林整備をするに当たって多くの作業員の方々に山に入っただけ。最近ではコストを下げるということで機械化の導入というものが行われております。そういう観点で森林整備をなさる作業員の通勤、また機械の搬入、そして先ほど申しましたように木材を搬出するという観点ですね、森林へのアプローチを容易にするということと、このような施業の適切な実施を進めるという観点で林道というものが大変重要になっております。

また、そのほかにも山村の生活環境の改善ということで、山村地域に住む方々の生活道路としての利用。あと、最近では山村の地域の方々になく、逆に都市の方が森林に入っていくと。レクリエーションの場を求めて山に入っていく機会が大変多くなっておりますので、そういう方々がアプローチする道として林道というのは、ある意味、別の観点での利用も



増えてきているというふうに認識しております。

次に、路網の配置といいますが、林道の整備の考え方でございます。林道には幾つかございまして、まず、幹線的な林道ということで森林の中で骨格的な林道を計画します。この幹線的な林道から支線的な林道ということで林道を作設しまして山の中に入っていくということ。そしてまた、幹線的な林道、また支線的な林道から作業するための道、これを作業路と申しますが、という道をつけます。作業路につきましては簡易な道路で作業に際してのみ使う道路ということでございますので恒久的な道路ではない簡易な道路をつくる。このような道路を組み合わせることによって効率的に森林の整備作業を進める。なおかつ、効率的な計画をすることによって、林道というのはある一面、山を傷つける部分もありますので、そこら辺は十分に、これを効率的に配置することによって極力そういう影響を少なくするということが重要なというふうに考えております。

今回、対象となっております森林管理道、大川眉山線についてご説明を申し上げたいと思います。

大川眉山線につきましては、全体の延長が 8,461 メートル、全体の事業費は 24 億 8,000 万円でございます。事業期間は平成 9 年から平成 20 年を予定しております。事業主体は佐賀県でございます。

本線の全体の位置図でございますが、こちらが起点になります。国道 498 号線の伊万里市松浦町大字桃川というところを起点としまして、終点が県道八幡岳公園線の伊万里市大川町東田代という地域ですが、こちらを結ぶ林道でございます。

工事は 4 つの工区、1 工区から 4 工区に分けて工事を行ってまいりまして、平成 18 年度末までに 7.8 キロほど終わっております。率に直しますと 92.7% が既に工事を終了しております。この図の中で黒い線を書いてあるのが既に工事が終わっているところでございます。また、平成 19 年度については赤で「平成 19 年度計画」と書いてございます。また、赤の実線で示した部分を工事をしておりまして、3 工区に分けて工事をしております。平成 20 年度以降は、ここにわずかながら残るというような状況でございます。

こちらが工事区間の 1 工区と 2 工区の全体の写真をあらわしたものです。右側が起点になっておりまして、こちらから入ってきて 1 工区、途中から 2 工区という形になっております。本年度は 1 工区で開設ですね、192 メートル、2 工区の方で 150 メートルの開設を予定しておりまして、残り、この部分が平成 20 年度以降に残る部分でございます。

こちらは 3 工区、4 工区を見たものです。先ほどの続き、右側から続いておりまして、3 工区は 160 メートルの開設を予定しております。この開設によって 3 工区と 4 工区がつながるといって予定しております。4 工区については、すべて開設を終了しております。

こちらが完成部分の写真になります。林道の場合は、先ほどご説明があった道路とはちょっと違って、林内に入るトラック等が入れる程度の 4 メートルの幅員ということで狭い道になっております。極力、そこら辺は山を削らないというような形で施工しているという観点がございます。

また、ここの白っぽく見える部分、これは木製の丸田を積んだものでございます。最近、県産木材を使うという観点で、こういう公共事業の中でも木材利用を進めております。これについては緑化をしていくわけですが、この部分は生えないということで下草刈りを省力化できる効果、あとは下草がないことによって先が見通せますので安全上の配慮がなされる効果がある。また、景観上も通常のコンクリートのようなものよりかはすぐれた効果があるのではないかとこのように考えております。

こちらが林道の開設に伴って利用される利用区域の図面でございます。黄色で囲んだ部分が利用区域になります。利用区域内の森林面積は314ヘクタールです。そのうち人工林、いわゆるスギやヒノキなどの、いわゆる人の手で植えられた森林、人工林が98ヘクタール、天然林が116ヘクタールということでございまして、所有者は民有林ということで個人の方がお持ちになっている山でございます。

また、この中で蓄積というものがございまして、これは森林のボリュームをあらわすものでありまして、全体では7万3,000立方というボリュームの森林がございまして、特に人工林のボリュームが増えてございます。

数字にはございませんが、この人工林のうち4齢級以上、先ほど森林整備のサイクルをお見せしましたが、そういう整備のうちで、いわゆる間伐と呼ばれるものが必要とされる森林が96%を占めております。佐賀の場合は戦後に植えられた森林が多うございまして、ちょうど間伐の時期に差しかかっている森林がこの地域においても多いということが言えるかと思っております。

区域内の整備状況です。既に開設されている部分がありますので、その部分については、この道を使って整備を既にやっております。実績でございます。平成9年度から平成18年度までに面積にして112ヘクタールの整備を既にやっております。今後につきましても、19年度から23年度にかけて80ヘクタール強の整備を順次進めることとしております。この全線が開通することによって、そのような整備の促進が図られるものというふうに考えております。

実際に整備がされた状況を示したのがこちらの写真でございます。いわゆる間伐ということで抜き切りをしたものでございます。抜き切りすることによって森林内に光が入る。これがしばらくしますと、こういう草が生えてくるということによって土砂が流れ出るのを防ぐというような効果が発揮されると考えております。

ちょっと視点を変えまして、林道の作設に当たってコストの縮減という観点で進めている取り組みについてご説明したいと思います。

まず一つ、L型擁壁と呼ばれるものでございます。林道の場合、先ほど完成図を見ていただきましたが、急な斜面で山を切って、それを谷側に積んでいくという作業を行うことがあります。そういう場合、その土が流れ出ないようにする、押さえるという観点で擁壁をつくりますが、従来ですとコンクリートで大きな壁をつくっていたというのですが、それでは多くの手間がかかる、また、コストがかかるという中で、垂直に立っている部分

しか見えませんが、これがL型ですので道側に折れております。そして、これはある意味、既製品といえますか、二次製品、既にできたものをここに持ってくるということで、現場でコンクリートを打つ必要がございませんので簡単に付設ができるということと、コスト的にも既製品でございますので安くできるということで使用しております。

右側がL型の側溝です。街なかで見る側溝はU字型というか、穴を掘っているような側溝だと思いますが、そういうものではなくてL字型というか、平らな側溝を使っております。これについてはこっちの山側を切る部分が少なくなるということ。また、ここに穴を掘るというような手間がなくなるということ。あとは実は山の中ですと、いろんな動物が山からおりてくるといようなときに側溝にはまってしまおうとか、落ちてしまおうといようなことがございます。そういう観点でL型の側溝を採用することによって、そういうものが落ちないといようなことで、ある意味、生態的な観点を含めて、最近、こういうものを付設するといようなことをしております。

こちらは、山を削ってこちら側に土を盛るわけですが、そこでコンクリート製の従来型を使うんじゃなくて、補強土壁工というもので施工したものでございます。わかりやすく言いますと、山側を若干削って、それをこちら側に、かごみたいなものを編んで、その中に土を入れてあげるといようなことによって、この部分が道路になり、また、この土を盛ってやることによって山側の盛った分を押しえてあげるといようなことで、削った土をほかの場所に運ぶといようなことが要らない、現場で処理ができるといようなことでコストの縮減につながるというものでございます。

場違いな写真と思われるかもしれませんが、これは木材市場といえますか、伊万里に実は木材コンビナートというものが形成されております。新しい木材の流通、また、製品を加工するということで、伊万里に木材団地みたいなものがつくられております。先ほど温暖化のところでもちょっと申し上げましたが、今、ある程度、日本の森林というのは成長してきて、一部は木材として利用できる森林になっております。そういう中で、そういう木材については、切って製品にして使っていただくということが重要になってくると思います。

そういう中で、特に伊万里においては、こういう新しい木材の利用形態をする工場ができたということで、先ほどご説明しました林道をつくることによって、まずは今整備を進めるということですが、将来的には、木材使用、木材を搬出するとい観点でも重要になってきていると考えております。

本年度については、先ほど20年度以降と申しましたが、基本的には20年度で完成させたいと考えておりますので、引き続き継続をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○古賀委員長代理 ありがとうございます。

ご質問なりご意見、お願ひいたします。

○愛野委員 当該事業路線というのは、いわゆる林道でいうところの幹線的な林道というふうに判断していいんですか。

○森林整備課 幹線的な林道と支線的な林道の中間的なというか。というのは、両サイドに国道と県道がございまして、その間を結ぶということですので、ここからまた支線を出すということは考えておりません。ある意味、支線的な林道です。作業道ということで細かい道です。

○愛野委員 幹線と支線というのは、明確な違いというか、ルールがあるんですか。

○森林整備課 事業的には、この上に基幹道というもう一つスケールの大きい林道がございまして。そういう意味では2番目にランクされる。位置的には幹線的なんですけれども、構造的には支線的なというか。

○愛野委員 これもやっぱり県負担ですか。

○森林整備課 国庫と県です。この路線の場合、国が50%ちょっと補助が入っております。残りは県でございます。

○齋藤委員 2つほどお願いします。

現時点、平成19年度で工期延長がっておりますね、その理由。

もう一つは、壁面が強化木材でされ始めていると言われました。環境にやさしく、先が見えるということで、理由はごもつともだと思っておりますが、地滑り等の強度関係についてはどうなんでしょうか。

○森林整備課 1点目ですが、工期については、当初計画より若干延長しております。これについては実は本地域は国土調査、土地の所有者さんの確定作業というのがありまして、ちょうどそれとぶつかってしまって、用地確定に不確定要素が出たというか、用地交渉に時間を要したということで事業期間が延長されております。

○齋藤委員 ということは、用地交渉で広くなったり、狭くなったりとかしたからですか、国調の。

○森林整備課 その土地がどなたのものかということが確定できなかったということですので。ちょうどそういう調査が入ってしまって。

○齋藤委員 最初、わからないままに始められたんですか。地籍図はちゃんとありますよね。

○森林整備課 そうですね。それに基づいて交渉を進めておったんですが、途中で、それをまた改めてはかり直すというような作業が当該箇所に入ってしまった。

○齋藤委員 この辺、国調は済んでなかったんですか。

○森林整備課 そうですね。

○齋藤委員 それで地主さんがわからなかったんですか。

○森林整備課 地主が確定できなかった、はっきりできなかったということでございます。もともとあった地籍で私どもは最初進めておったわけですが、途中でそういう測量が入ってしまったことによって、一部ですね、変わる可能性が全くなきにしもあらずということ

でしたので、その調査を待ってからという部分で。

○齋藤委員 それは完了したんですか。

○森林整備課 完了しました。

○齋藤委員 わかりました。

地滑り強化のことについては。

○森林整備課 ここについては、ある意味、強度的なものというか、この勾配自体がある程度安定勾配で崩れるような勾配ではないような形で設計をさせていただきますので、そういう点は崩れる心配はないということでございます。

○長委員 ということは、木材にするか、しないかということに関しては、傾斜で基準があるわけですか。

○森林整備課 そうですね、あと地質によって吹きつけてネットを張るといようなところもございます。それは山側の斜面の地質とか斜面の状況によっていろいろな工事を施工します。

○齋藤委員 しかし、木というのは腐食していきますよね。そういう腐食度的なものの評価は何年ぐらい見てあるんですか。ずっとメンテナンスしていかれるんですか。

○森林整備課 7年ぐらいを見越しておるといことです。

○齋藤委員 その辺の点検とかメンテナンスというのは必要ですよ。

○森林整備課 そうですね。ただ、自然にある程度、植生が入ってくるとか、かわりのものがある程度入ってくるとい部分で使われる、木材を使うところは、大体そういうのを期待しながら使っております。

○長委員 これは最近の工法ですか。10年以前からそういうことをやられていて、それで言われたように7~8年たつと、その辺の先行事例といものはまだないわけですよ。

○森林整備課 今、それを実は研究機関等で普及試験等を、おっしゃるように、使って間もないという部分もありますが、普及試験等は研究所等で並行しながら進めながらやっております。

○齋藤委員 これは間伐材を使ってあるわけじゃないですよ。

○森林整備課 間伐材です。

○川本委員 B/Cのところでは1.30となっておりますけど、佐藤さんもそうですけど、県産材を利用するプロジェクト会議といの出ていますけれども、今、木材価格が一時期からすると4分の1に下がっているといことで、本当に林業がやっていけないという状況の中で県産材を使おうといようなプロジェクト会議だったと思うんですが、いまいちよくわからなかったんですけど、それでこの1.30という、こういう道をつくって全然、しかも、他県との競争力が全然なくて、外材に関してもそうですけれども、まして宮崎からとか、そういうことに関しても競争力が全然ないとい中で、こういうB/Cが出るんですか。

○森林整備課 木材の生産といのはもちろんです。あと、さっき言った森林の整備が必

要な部分ですので、そういう森林整備を進めるという観点もあります。

○川本委員 もう一つですけど、ここはほとんど個人の所有地ということですね。個人の所有者でも間伐とか、そういうものはこの予算を組んでしていくという状況ですか。これは道だけのことですね。

○森林整備課 これは道の事業だけです。森林をつくるための事業というのも別途ございまして、それは国、県が所有者さんに補助をして、一部、所有者さんの負担をいただきながらやっていく。

○川本委員 これは林道だけの事業ですね。しかし、今後、人工林がこれだけ多いですけど、雑木林だとこれだけ手が要るんですか。

○森林整備課 人の手が少なくなるという可能性はあると思います。そういう中で県内の森林を、いわゆるスギやヒノキの人工林と言われるものから、間伐をちょっと強めに多く間引いてやって、そこに広葉樹が自然に生えてくる、もしくは植えてやるということで混じるような森林、ある意味、自然に近いような森林に誘導していこうという施策をちょっと...

○川本委員 なるべく人の手が要らないようにということですね。そういうことも確かに必要ですね。もう担い手がいないところをじゃんじゃん道にしても、費用だけかけても、全然競争力がないようなところだと、今後どうなるのかなと思うんですけど。

○森林整備課 佐賀の場合、昔、山間部で肥料に草を使って、草肥えというんですかね、草の肥料を使っていたということで草地が多かったということ。あとは戦中戦後、やはりどうしても木材が必要だったということで多く切られた。その後にスギ、ヒノキを植えたということで、実は66%が人工林と呼ばれる森林にもう既になってしまっているということ。これはある意味、佐賀県としてしょうがない。これは実は全国一の数字です。それはそれでも当時の背景があったわけですから、それはしょうがないと思いますし、人工林自体も適切に整備されれば、それは立派な森林になるというふうに考えます。ただ、なかなか材価が安いということと、先ほどの実はサイクルが回らなくなっているという中で、すべからく人工林という形で残していく必要があるのかという点で私も考えておりました、もう少し自然の状態に近い山に戻してやる場所もあるんじゃないか。もちろん、生産する場もあるし、戻してやる場もあるんじゃないかというふうに考えております。

○川本委員 さっきの護岸にしても、堤防にしても、山にしても、いくら国から半分は出ても、県が半分負担するわけですから、そういうものにばっかり財源を持っていかれるということになると、なかなか厳しいと思いますね。

○長委員 新しい工法が随所に使われて、ある意味では非常に勉強になったんですけども、側溝がL字になっていてV字じゃないですよ。となると雨が降ったときには道路が実質川状態になるんですか。それとも脇の部分は幾らか傾斜がつけてあるんですか、側溝に相当する部分。側溝がない状態でしょう。

○森林整備課 この部分については、そんなにはついていないと思います。

- 長委員 だから、実質は道路が川状態に…。
- 森林整備課 ある意味、全面そうですね。
- 牟田県土づくり本部副部長 道路そのものが幾らか横断勾配といいまして、真ん中が高く、両脇が低くなっている。一番低いところにL字のLブロックを入れて、基本的には小さな雨だったらそこだけ流れる。
- 長委員 どちらかという山側を雨が降ったら流れるということですね。
- 牟田県土づくり本部副本部長 はい。
- 池田委員 先ほどB/Cの話が出て、ベネフィットの方で森林を整備していく、そこがよくわからなかったんですけども、整備していくことによって何のベネフィットになるんですか。
- 森林整備課 概念的には森林の機能というものが発揮されていくというか、森林の整備が進むことによって森林の機能が発揮されていくことがあります。将来的には木材生産ということ。
- 池田委員 おっしゃった民有林の補助事業がまた別にあるわけですよね。あれと一体になって効果が出てくるようなベネフィットなんでしょう。
- 森林整備課 そうですね。
- 池田委員 そっちもコストの中には取り込んでいるんですか。
- 森林整備課 いいえ、この場合は取り込んでないです。
- 池田委員 それはなんかおかしいかなという気がするんだけど。ベネフィットの方は2つの事業から得られる効果をベネフィットとして上げているわけでしょう。コストの方は、この道路事業だけで得られるコストで割って行って算定するのは、そうなるかなという気がするんだけど。
- 森林整備課 ただ、林道の設置目的そのものが、いままでもそっちのコストも加算しろという…。
- 牟田県土づくり本部副本部長 森林の整備による効果を上げているんじゃないかと、森林整備にかかるコストの節減効果、効率化を上げている、林道ではですね。だから、もともと、森林を整備しても木材が売れんやったらコストはペイしてないじゃないかという議論はあるんですけども。
- 池田委員 いろんな事業をやって初めて全体としての効果が得られそうなときに、一つずつ分けてB/Cを出すと、なんかよくわかんないなという気がするんですけど。
- 牟田県土づくり本部副本部長 先ほど農免農道がありましたね。あれも農産物の効果は上げてないんです。輸送にかかるコストの縮減効果を上げています。林道も同じような。
- 森林整備課 木材の生産にかかわって、この林道があることによってコストが下がるということですね、走行距離が少なくなる、アクセス時間が短縮できる、そういう部分ももちろん加味されております。
- 池田委員 さっき循環の図がありましたが、あれは1周で大体何年ぐらいですか。

○森林整備課 最低でも 50 年程度という一つの…。

○池田委員 1 周して得られる効果は 50 年ぐらいかかって得られるという考えですか。

○森林整備課 一番大きいのは、やっぱりこの部分だと思います。

○池田委員 例えば、間伐のために道路を使うというのは 50 年に 1 回ぐら이의感じですか。

○森林整備課 いいえ。下刈りなんかは、植えてから 10 年間ぐらいにやりますし、その後、枝打ちも、枝打ちは 2~3 回、間伐も 3 回ぐらいということで、50 年の間にそのような森林整備を順次進めていきますので。だから、そういう観点では、もちろん林道があることの効果というのは発揮されるというふうに考えております。

○牟田県土づくり本部副本部長 現況として成り立たないのに、林業を支える林道が効果があるのかという疑問も…。

○長委員 それについては私が弁護するわけじゃないですけども、専門に近いですから。要は、やっぱり川本さんの話もあったんですけども、これは佐賀県の森林ですよ。だから、僕らが佐賀県の山をどう維持管理していくかということに基本的にかかわる、そのための道路だと思います。

だから、私は昨年のおきに森林の中にいろんなアスレチックとか遊戯施設をつくって子供たちに云々ということがありましたけれども、あのことに関しては若干苦言を呈したんですけども、必要以上に開発の名のもとに金をかけていろんなことをやるということは、やっぱり考えないといけないかなと。そういう意味で皆さん方がいろいろ指摘されるのは一つあると思うんですけども、逆に言うと、先ほど言われたように、山に 6 割植林されて資源があるわけですね。これは佐賀県民の資源なんです。これをどう活かして活用していくかということがやっぱり大事なことです。

それで、今、日本がアジアとか途上国の木材を伐採するということが環境破壊とかそういうことにつながるということで問題になっていて、本当は私たちは自国で賄うべきことは賄わないといけないところがありますね。

そういう意味で、まさにきょうは海の問題と山の問題が出てきているわけですけども、やっぱりそれは県民が何を、どこまでをやむを得ないと考え、そして、逆にまたそれを活用するために道路を使っていくかということに合意をとるかということにつながると思います。

私も、必要以上に林道をいっぱいつくって効果があると言われると、確かに疑問のところもあるんですけども、正直、山の手入れをする、それから山の木材を運び出す。今、人手が少ない状態のもとでは、どうしても機械力に頼らなければいけないところがあって、ある程度はやむを得ないところがあるかなと思っています。

そういう意味で、これから人口が減っていく中で山間部の維持というのは非常に難しくなっていくわけですけども、棚田とかそういうのも含めて川下の人間が自分たちのこととして考えて、川上をどう今からみんなで維持管理していくかということを考えないといけない。そのための進入道路でもあるわけですね。



そういう意味で、単なる経済効果だけの問題じゃなくて、先ほど言われた森林の効果というのは水の涵養機能とかいろんな機能があるわけですが、むしろ、そういった面の役割というのはこれから大きくなるかなと思います。

○池田委員 それはわかるんですけど、自然な山づくりをしていくことの重要性もわかりますし、そういった環境面に対する配慮でいろいろと事業をどうこうというのも、それ自体よくわかるんですね。なんの異論もないんですけども、現実にはここは民有林で、林業としての側面もあるということであれば、要するにペイしない林業であれば担い手、要するに民間が動くのかなと。結局、動かなければ荒れるんでしょう。この事業そのもので考えることではないのかもしれませんが、森をどういうふうに守っていくかというのが海を守ることにつながるといことはよくわかるんですけどもね。そういった自然環境に関する仕事を県が事業として全部やっていくというのであれば、それはわかるんですけども、結果的に民間の人が商売としてやっていくときに、本当に機能するのかなというのが素朴な疑問として残っているんですけども。

○川本委員 それともう一つ。間伐材を使っているのり面処理ということでしたけれども、とにかく今、1万2,000立米ぐらい県産材の利用があっている。それを5年後に2万9,000立米に増やすと。じゃ現在、どのくらい佐賀県内で海外産まで含めて木材が使われているのかと聞いたら1万6,000立米しかないそうです。それを5年後に2万9,000立米にもっていくためには、とにかく話を聞いていたら、ここで言うのはあれかもわかりませんが、とにかく公共事業に多く活用してもらおうということがまず一つあるみたいですね。そういうことで7年間して、これがまた工事をやり直すということになった場合、よけいコストがかかって、あっちこっちに税金ばかり使われるんじゃないかなと。

○森林整備課 先ほど説明したように、基本的には自然の植生が後に生える、木材のかわりに生えてくるということですので。

○川本委員 自然ののり面みたいなものができてくるということですね。

○森林整備課 そうですね。

○川本委員 じゃ、この後は、それでほっとけるということですね。

○森林整備課 はい。

○川本委員 こういう工法は、今、佐賀県が推進しているものですか。それとも他県でも…。

○森林整備課 他県でもございます。

○牟田県土づくり本部副本部長 先ほどの池田委員さんのご疑問ですけど、一番いいのは林業が林業として生業として成り立って、その副次的な効果として森林が果たす役割を川下、あるいは国民全体が享受できるというのが本当は理想なんですけど、林産物そのものが国際競争力の中で動いていますので、いい外材が安く手に入る、あるいは住宅建築にも昔と違って工場加工したものを多く使うといったような社会情勢の変化、あるいは日本の産業を取り巻く情勢の変化があるわけですね。そんなら山は林業として成り立たなければ、

もう荒れ放題でいいのか、それで国民全体が森林から受けている恩恵を享受できるかと言えば、そこはそこで問題があるだろうということで、私は、将来、国産材を使う時代が必ず来ると思うんですが、この時期、そこにある程度、外部効果を享受している国民が税金という形で山を守るのに支援すると…。

○池田委員 逆なんです。荒れ放題じゃいけないので、道路をつくることだけじゃなくて、その先をどう考えていくかということで初めて税金が有効に生きるんじゃないですかという話です。

○牟田県土づくり本部副本部長 森林整備についても、この道路をつくることとあわせて税金を使わせてもらって、森林の間伐だとか枝打ちということにも助成する制度がございますので、それを使ってやらせていただくと。

○池田委員 だから、民有地が多いという話だから、そういう話になるんですけども、例えば、広葉樹を植えると、そこは林業で出荷する対象にならないような山であれば民有地じゃないところを考えていらっしゃるのかですね。民有地であれば、そういうふうなことで山をつくってもらうことに協力してもらわないといけないことにもなりかねませんけども、そういうことまで体制がとれているのかどうかですね。でないと、結局、道路をつくったはいいけれども、思ったように進まなかったということになるのであれば、まさに公共工事が無駄だったということになりかねないので。多分、どうしなきゃいけないと考えているようなことは、皆さん、一緒だろうと思うんですけども。

○古賀委員長代理 だから、費用対効果の考え方ですね。後で下水道の話が出てくると思うんですけども、それぞれの分野でちょっと違ったことで考えないと、同じようなことで計算しても無理ではないかという気がしますね。この委員会に出ていて、そんな気がしてしょうがないんですよ。

○牟田県土づくり本部副本部長 本当はわからない分があるというのを、できるだけ定量化していく必要があると思います。

○古賀委員長代理 それはあると思います。あると思いますけど、定量できない部分もあるということですね。ある程度はつきりさせておかないと。一律B / Cでいいのかどうかという。

○川本委員 すべてですね、必ずマイナスが出ることがないということになってきますよね。無理がある。

○齋藤委員 机上論ですね。

○古賀委員長代理 こちらあたりも、これから先、少し考えていった方がいいかもしれませぬね、それぞれの分野についてですね。

○齋藤委員 鳥栖のことを話します。鳥栖は、河内ダムがある山一帯がものすごく荒れてうっそうとしているので、森林交流隊というのを農林事務所さんと農林課の人たちと一般のボランティアでつくって、そしてこちら辺の木を切ってくださいとか、みんなでボランティアしましょうというけど、行く道がないんですね。ここの山を体験ゾーンとか、子供の

遊ぶゾーンとか幾つか分けましょうというふうな、夢と、これからの子供たちの遊び場をつくらうということで森林交流隊ができたんですけど、なかなかそこまで行き着かない、道がない、どこへ行けばいいのかとか、危ないとか、そういう問題を聞くと、こういう事業というのは適材適所に必要なというふうに思いますね。

ですから、過剰な道路じゃなくてもいいんですけど、やはりボランティアでもしようという人たちがやれるような条件提示をしてあげられるような公共事業であってほしいと思います。

○古賀委員長代理 いかがでしょうか。基本的にはいろいろ問題があると思いますが、一応これは継続という形でいきたいと思います。

○池田委員 10年後とかに終わった後にやるやつで、森が生き活きとなっているようにやっていただければと思います。

○古賀委員長代理 非常に有効であるということを証明できれば一番いいですね。

では、そういうことで継続ということにいたしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、前半の最後に地方港湾改修事業についてお願いいたします。

○港湾課 港湾課の山口です。よろしくお願いします。

まず、佐賀県の港湾の概要ですが、県内には重要港湾が2港と地方港湾が7港ございます。港湾管理者はすべて佐賀県となっております。玄界灘側には唐津港、伊万里港の重要港湾と、呼子、仮屋、星賀の3港の地方港湾がございます。有明海側には、地方港湾ですが、諸富港、住ノ江港、鹿島港、大浦港の4つの地方港湾がございます。

まず、港湾事業ですが、港湾事業とは、港湾施設、要は水域施設、係留施設、外郭施設及び臨港交通施設がございますが、この建設または改良する事業でございます。

港湾法上の港湾施設とは、港湾区域内及び臨港地区内ですね、黄色の部分ですが、臨港地区内にある水域施設とか係留施設に限定されております。外郭施設としては、港湾を防護するための施設で、防波堤、あるいは護岸等がございます。水域施設としては、船舶の航行、あるいは停泊のための施設で、航路、あるいは泊地等がございます。また、係留施設としては、船舶の係留のための施設でございます、岸壁、あるいは物揚げ場等がございます。それともう一つ、臨港交通施設としては、接岸する船舶からの貨物、あるいはフェリー等の乗降客を運ぶための臨港道路施設等がございます。

本年度の再評価対象事業である星賀港地方港湾改修事業でございますが、星賀港は唐津市肥前町に位置しておりまして、その前面を長崎県の鷹島に遮蔽された天然の良港でございます。古くから水産基地として栄えております。また、長崎と北部九州を結ぶ重要な海上ルートとして鷹島の前面が日比水道に面していることから貨物船の基地港として利用されているところでございます。

また、離島とのかかわりも深く、鷹島へのフェリー発着所としても利用されているところでございます。

ちなみに、星賀港の在港船舶は、貨物船が 25 隻、漁船が 26 隻、プレジャーボートが 57 隻、在港しております。

事業の目的ですが、港内には大型貨物船が係留できる岸壁がなく、小型船と一緒に狭いスペースでの係留が強いられている状況でございます。

また、貨物船が湾奥部の中心に係留せざるを得ないため、港内の漁船等の利用船舶がふくそうするため、安全な航行に支障を来している状況でございます。

その解決方法といたしまして、新たに貨物船の休憩岸壁及び防波堤の整備を行い、湾内の安全の向上を図ることとしております。

事業概要でございますが、総事業費約 23 億円、事業期間といたしまして平成元年度から平成 21 年度。整備内容といたしまして、岸壁の施工延長 140 メーター、それと前面の泊地、それと防波堤、それと道路、それで 18 年度末までの進捗状況でございますが、事業費が約 20 億円、率といたしまして約 86%。

いままでの整備内容でございますが、岸壁マイナス 5.5 メーター、これは平成 19 年度完了でございます。泊地につきましては平成 18 年度に完成しております。また、防波堤西につきましては、全体は 120 メーターでございますが、黄色の部分の 80 メーターにつきましては完了しております。残が 40 メーターでございます。道路は、赤の部分ですが、今年度、19 年度完了予定でございます。

来年度以降、20 年度以降の残事業といたしましては、防波堤の一部 40 メーター、青の部分ですが、40 メーターが残るのみでございます。それが黄色に着色している部分ですね、これは完了しております。施工済みでございます。残事業というのは、40 メーターの本体工、これはケーソン製作据えつけが残るのみとなっております。

この写真は、貨物船の係留箇所の混雑状況でございます。船舶の大きさは約 700 トンから 1,600 トンでございます。係留不足のために泊地内に数珠つなぎに係留している状況でございます。船舶間の接触による損傷等が発生している状況でございます。

整理前の利用状況でございますが、星賀港の現況は、貨物船は泊地内に数珠つなぎにこういう格好で係留しておりまして、船舶間の接触による損傷事故が発生しているところでございます。

また、泊地内に数珠つなぎで係留しているため、出港時には前面の船が邪魔になりますものから、これを一たん退避させてから出港させている状況でございます。

整備後の利用計画でございますが、新たな岸壁が整備されることで貨物船は新たな岸壁を利用します。また、防波堤の整備により、港内の静穏域が拡張されますため、漁船とのすみ分けができ、安全性の向上が図られることとなります。

説明は以上ですが、貨物船、漁船等の基地港として地域の拠点になっておりまして、また、今後もその発展に寄与することが期待されているところです。現在、事業は防波堤を 40 メーター残すまで進捗しておりまして、早く完成をすることを望んでおりますので、事業の継続についてよろしくご審議のほど、お願いいたします。

以上でございます。

○古賀委員長代理 それでは、ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問をお願いいたします。

○長委員 前にいただいた資料を見ますと、当初、18年度までだったものが3カ年延びているわけですね。理由に、要するに事業費の確保が云々ということが書いてあります。となりますと、この事業が延びているというのは、工事とか、さっきの買収じゃないですけども、そういう理由じゃなくて、全体の関係で財源の確保が十分にできなかったということにあるということですか。

○港湾課 この事業は国の補助事業ですが、国が今、重要港湾、あるいは特定重要港湾に集中投資しているものですから、地方港湾については財政が非常に厳しい状況でございます。それで3年ぐらい延びております。

○長委員 そうすると、国の事業としては全体を認められているわけですから、予算としては国としては当然枠の中に入っているわけだけれども、単年度で入ってくる分が繰り延べされたという形になるわけですね。

○港湾課 はい。

○長委員 わかりました。

○川本委員 財政難でと、今、ご質問があったように、これは完成したら空港とかと同じように受益者負担というか、利用する方の利用料みたいなものはないんですか。

○港湾課 港湾につきましては、通常、入港料、あるいは岸壁使用料というものを徴収いたします。この事業費の負担については、国が4割、県が4割、唐津市が2割でございます。

○川本委員 そしたら、あと入ってくる分は、あとの維持管理みたいなものに使われるということですか。

○港湾課 そうです。

○川本委員 ちなみに、貨物船1隻にどのくらいのものが。

○港湾課 先ほど申しましたように26隻、在籍しております。それで700トンから1,600トンぐらいの船です。船長的には70メートルから90メートルです。

○川本委員 それで幾らぐらいですか。

○港湾課 通常、500総トン以上は入港料を徴収しています。

○川本委員 今までもずっと入港料は取られていたわけですか。

○港湾課 そうです。

○川本委員 そういうものは今回つくるのには全然考えられなかったんですか。

○港湾課長 先ほどおっしゃられましたように、維持管理とか…。

○川本委員 そういうものに消えていくわけですか。

○港湾課 はい。港湾収入というのは、岸壁使用料、野積場使用料、あるいは荷役機会の使用料等がございまして、県全体ですが、3億50万円程度でございます。

- 長委員 関連ですが、県の収入になるわけですか。
- 港湾課 そうです。
- 長委員 利用組合みたいなものをつくって、そこで管理するというわけではないんですか。
- 港湾課 そういうことはありません。すべて県の方で管理しております。
- 池田委員 もとからの、これができる前に古い港があったわけですね、それはいつごろできているんですか。
- 港湾課 30年代です。
- 牟田県土づくり本部副本部長 地方港湾の指定が34年になっております。
- 池田委員 20年ぐらいのところでもうちょっと整備していったということで平成元年から現実に施行したという感じですか。
- 港湾課 そうです。
- 長委員 漁船の場合でも、係留料とか、そういうものは払っているんですか。
- 港湾課 ないです。通常、500総トン以上です。
- 古賀委員長代理 この岸壁は使えますか、現在は。
- 港湾課 使えます。あと道路とか残っています。
- 古賀委員長代理 じゃ、もう実際に使えるわけですね、使えないですか、岸壁は。
- 港湾課 背後のエプロン幅が6メートルなんですけど、あと1メートル50ぐらい残っていますが、使おうと思えば現在でも使えるかと思えます。ただ、今、道路がありませんものだから、入ってくるあれがないんですよ。
- 古賀委員長代理 そんなにややこしいですか、道路をつくるのに。
- 港湾課 本年度完了予定です。
- 古賀委員長代理 防波堤はあと40メートルぐらいとおっしゃっていたから、それはできなくても大丈夫ですね。
- 港湾課 はい。
- 齋藤委員 毎日こんなに係留されているんですか。
- 港湾課 そういことはございません。一番多いのがお盆とお正月です。
- 齋藤委員 普通は何隻ぐらいでしょうか。
- 港湾課 通常、3隻から10隻ぐらいです。
- 齋藤委員 ということは、しょっちゅう摩擦で障害があっているということでもないわけですね。
- 港湾課 しょっちゅうということではないんですが。
- 港湾課 接触損傷が起きているのは、年間で12回程度というふうにお聞きしております。
- 齋藤委員 その辺の補償とか弁償というのはお互いの船同士がするんですか。
- 港湾課 はい。
- 古賀委員長代理 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。      ほとんどでき上がっ

ているけれども、国の財政の問題で引っ掛かっているということで、できるだけ早いところ完成するように継続ということにさせていただきます。ご苦労さまでした。

時間が3時半になりましたので、10分間休憩させていただきたいと思います。40分に始めたいと思います。よろしくお願いします。

( 休 憩 )

○古賀委員長代理 それでは、40分になりましたので再開したいと思います。

再開の最初に、この前の委員会の際にペンディングにしていた部分を1件、お願いします。

○下水道課 下水道課の中園でございます。個別の案件に入ります前に、先日、質問がございました下水道事業における費用効果分析について説明させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、効果の分析方法でございますけれども、下水道事業では、「下水道における費用効果マニュアル」に基づきまして費用効果の分析を行っております。下水道が有する効果につきましましては、実際のマーケット市場で取引され、金銭で購入できるようなものではないと。そういうことから、それを定量化、金銭化するために、マニュアルではここに書いております代替費用法、それからCVM法によって効果を算定することになっております。

代替費用法は「評価の対象とする事業の効果と同様な効果を有する他の手法によって整備をした場合に必要とされる費用をもって評価する方法」でございます。それから、CVM法というのは仮想金銭化法というふうになっておりますが、「アンケート調査等を用いて評価の対象とする社会資本(公共下水道)に対する支払い意志額を住民等に尋ねることで、その価値を金銭化する方法」と、この方法でやっているところでございます。

下水道事業における効果の測定方法でございますけれども、効果項目につきましましては、生活環境の改善効果と公共用水域の水質保全効果の2つに大別されるところでございます。

生活環境の改善効果につきましましては、代替費用法またはCVM法で算定する方法がありますが、本年度の評価自治体におきましては、代替費用法により算定をいたしております。

また、ちょっと申しわけありませんけれども、先ほど言いました公共用水域の水質保全の効果につきましましては、前回の説明でちょっと漏れておりまして今回追加をさせていただいております。これにつきましましてはCVM法で算定することになっております。

それから、周辺環境の改善につきましましては、中小水路の覆蓋費用、それから水路の清掃費用を計上し、それから、居住環境の改善につきましましては、単独浄化槽の設置費用等、それからここに書いておりますような費用を計上することになっております。

それから、費用につきましましては、事業費と維持管理費ということでございます。

次に、具体的な算定方法でございますけれども、周辺環境の改善効果につきましましては、中小水路の覆蓋費用と水路底部の清掃費用の合計値で算定をいたしております。

費用の算定につきましての考え方でございますが、中小水路の覆蓋費用につきましては、整備区域内の水路延長に覆蓋単価を乗じたものでございます。また、水路底部の清掃費用につきましては、整備区域内の水路延長に清掃単価を乗じて算定することになっております。覆蓋単価や清掃単価につきましては、マニュアルに掲載されております標準設置単価を基準に実績等を勘案しまして各自治体で決定しているところでございます。

それから、居住環境の改善効果、便所の水洗化でございますけれども、これにつきましては単独浄化槽の設置費、維持管理費、汚泥の処理処分費、それから敷地占有費用の合計値で算定することになっております。

それから、代表的なものとしたしまして、単独浄化槽の設置につきましては、整備区域内の世帯数に単独浄化槽の設置単価を乗じて算定をいたしております。

維持管理費、汚泥処分費、敷地の占有費用につきましても、マニュアルに基づき算定しておりまして、単独浄化槽の設置単価や維持管理単価につきましてもマニュアルに掲載されております標準単価を参考にしております。

次に、公共用水域の水質保全効果でございますけれども、下水道の整備による河川とか海域等の公共用水域の良好な生態系、景観の維持・回復や、水遊び場等の確保に対する効果ということでございます。

下水道整備区域内におけるアンケート調査や過去のアンケート調査事例で示されました公共用水域の環境価値に対する1世帯当たりの支払い意志額に整備区域内の世帯数を乗じたもので公共用水域の環境価値を算定しているところでございます。

以上、説明を終わらせていただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。

○古賀委員長代理 いかがですか。

○長委員 こういうものがほかの、例えば港湾とかいろいろな事業等についても、こういうマニュアルみたいなものがあるわけですか。（「あります」と呼ぶ者あり）

○下水道課 あります。

○長委員 わかりました。

○古賀委員長代理 これは実際に、さっき言われたCVM法とかというのがありますね。実際に各人にアンケートを出されたんですか。

○下水道課 今回の場合は、アンケート調査を現実には実施しなくて、過去、よそで実施をしている事例を参考にさせていただいて単価を出しております。

○川本委員 しかし、高いとこ、低いとこあるじゃないですか。

○下水道課 今回は複数の事例がございまして、その中で一番安いものを上限に出しております。だから、安いものが基準ということですよ。

○古賀委員長代理 大都市と地方ではかなり違うでしょうね。そういうことはないですか、資料を見られた結果は。

○下水道課 単価は具体的にどこというのを書いてないんですけども、それぞれの地域でいろいろ格差がございまして、そういうことで実施されている例の一番安いものをもって



おります。

○池田委員 どのくらいの自治体で実施されているんですか。

○下水道課 マニュアルの本の中に載っているのは7カ所でございます。

○池田委員 どこですか。大きいところだけしかやってないんじゃないですか。

○下水道課 申しわけないですが、具体的にどこというのが、場所が書いてございませんので把握できておりません。

○池田委員 どちらかというと都会…。

○下水道課 いろいろありまして、流域下水道の例とか単独公共の例とかございますので、それぞれ大小あります。

○池田委員 いつできたマニュアルですか。

○下水道課 平成18年11月でございます。

○池田委員 その時点でCVMの意志確認をしたのが7件ですか。

○下水道課 ここに載っているのはですね。

○池田委員 単価、カバー単価とか清掃単価というのは、どうやって出すんですしたっけ。

○下水道課 清掃単価等は、マニュアルに載っているものを基準として、カバー単価とかですね、それで実績等があれば、そういったものをそれぞれの公共団体の実績等を出しております。

○池田委員 現実にそういうことをしていれば、そっちを使うということですか。

○下水道課 はい。カバーというのは中小水路ということになっておりますので小さな水路ですね。概ね5メートル以下ということになっております。

○古賀委員長代理 例えば、清掃単価なんていうのは、従来の浄化槽ですね、各個別の家庭の浄化槽での清掃もあるでしょうし、単なるくみ取りの場合もありますね。

○下水道課 ここで出しているのは中小水路の清掃単価でございます。ここにございますように、周辺環境の改善効果については、中小水路のカバー費用と中小水路の水路底部の清掃費用の合計で出しております。

○池田委員 数字がどうやって出るのかなというのが素朴な疑問で。言ってらっしゃることはよくわかるんですけど、具体的な数値がどうなるかでベネフィットは幾らでも大きくなるし、幾らでも小さくなるのかなという気が、これだけ見ているとするんですけど。だから、単価というのをどうやって、ある程度…。

○下水道課 マニュアルに載っていることで、例えば水路のカバー単価につきましては、19年度価格でマニュアル上の採用値は中水路でメートル3万2,000円、小水路でメートル2万1,000円というのが載っております。

○池田委員 大体それを使っていらっしゃるんですか。

○下水道課 それと、基本的にはこのマニュアルを基準にして、あと実績があれば実績値を採用しているところもあります。

○池田委員 どっちが優先するとかというのはあるんですか。実績がある場合には実績を

使うのか、そのときそのときで判断していいのかですね。地域実績、実情に沿った数値が既にある場合には、そっちを使ってベネフィットを計算するのが原則とするのか。マニュアルにこういうふうにあるけれども、自治体ごとに実績を勘案していいですよという基準なのか、そのあたりはあるんですか。どちらを選ぶかは行政の裁量なんですか。

○下水道課 基本的には地方公共団体でそれぞれ決定しているということでございますので、マニュアル上の単価を基準にして、そして実績等を見ながら多分判断されていると思います。だから、どちらが優先というのは、どうですかね。

○鳥栖市 鳥栖市でございますけれども、私の方はマニュアルの方を採用させていただいております。

以上です。

○下水道課 基本的には地方公共団体でマニュアルであるのか、実績値であるのかですね。実績が必ずあるのかどうか知りませんが。

○多久市 多久市ですけど、多久市もマニュアルを用いています。

○池田委員 実績を持っていてマニュアルを採用しているところがあるんですか。実績を持っていて実績を採用したところがあるんですか。実績がないんですか。

○鳥栖市 鳥栖市でございますけれども、鳥栖市の場合は、実績がございませんので、すべてマニュアルに従った形でこの事業評価というものをやっているところでございます。

○池田委員 仮にB/Cを算定するとき、最初実績ないしマニュアルのどちらかを選んだら最後までその数値で出していくんですよね、途中で変わらないですよね。

○古賀委員長代理 いかがですか。よろしいでしょうか。 それでは、この件についてはご説明いただいたので、ありがとうございました。

それでは、後半部分に入りたいと思いますが、公共下水道事業、これは5つずっと続きます。

まず、鳥栖処理区からお願いします。

○鳥栖市、私は、鳥栖市上下水道局施設課の課長をやっております立石でございます。よろしくお願ひいたします。

鳥栖市の公共下水道事業は、昭和48年度に下水道の全体計画を作成し、昭和49年度に事業認可を取得し、浄化センター用地取得や、下水道幹線工事に着手しようとしております。平成2年3月に市の中心部、約230ヘクタールでございますけれども、鳥栖駅がこの辺ですけれども、このあたりを中心に230ヘクタールの供用開始を行っております。その後は下水道管の整備費に年間に10～15億円程度投入しております。年平均の整備面積は85ヘクタールでございます。平成18年度末の整備面積は、黒く塗っているところは、この部分だけは外した区域でございますけれども、それが、1,700ヘクタールでございます。人口普及率でございますけれども、普及人口を行政人口で割返したものでございますけれども、87%でございます。今後も、この事業を同じような投資額で整備をすると、平成26年度末ごろには下水道の事業が終わるものと考えております。この黒く塗っているところ、

それから赤いところが点々とございますけれども、この部分まで含めた形で 26 年度末に終わる予定でございます。

この計画を実現するために、ことし、全体計画の面積、現在、2,404 ヘクタールございますけれども、これを 2,210 ヘクタールに縮小いたします。約 194 ヘクタール縮小です。そのほかに計画処理人口、それから浄化センターの処理能力などの見直しを行い、来月、市において開催されます市の都市計画審議会に諮り、都市計画決定をしていきたいと考えております。

なお、参考まででございますけれども、鳥栖市の場合、公共下水道、農業集落排水事業、それから、浄化槽事業の 3 事業で整備を行っておりますけれども、この鳥栖市と久留米、それから小郡に沿った南側の地区につきましては、農業集落排水事業で整備を行っておりますので、公共下水道が終わりますと、残りの地区といたしましては山間部、戸数が非常に少ない、100 戸以下でございますけれども、その区域につきましては浄化槽で対応していきたいと考えております。

最後になりましたが、費用効果の分析は、先ほど申し上げました評価マニュアルに従い作成し、全体計画の見直しを行う計画でございますので、費用対効果につきましては、現在の全体計画、それから、見直し後の全体計画、両方で算定をしております。数値といたしましては、現在の計画で算定しますと 1.17、見直した後につきましては 1.23 でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

以上で終わります。

○古賀委員長代理 それでは、ご質問、ご意見をお願いいたします。

計画見直しで、計画区域は非常に減っているわけですがけれども、処理人口が増えていきますよね。これはどういうことなのでしょうか。

○鳥栖市 計画が減っている部分につきましては、当初の全体計画、黄色の部分でございますけれども、この部分を除外しております。行政人口につきましては、市のマスタープランとの整合がこれまでとれておりませんで、今回、これと整合するという形で修正をしているところでございます。

○古賀委員長代理 処理能力も大分減りますけれども、それは人口が減っても増えても大丈夫なんですか。

○鳥栖市 処理能力につきましても、区域の見直し、面積での汚水量の算定をしておりますので、行政人口が変わりましても、それについては問題はございません。

○齋藤委員 鳥栖の人間が鳥栖のことを聞くのは非常に心苦しいですが、昭和 48 年か 49 年に認可されて始まったこの事業で、私もいろいろ見聞きしておりますが、人口がかなり増えてきましたよね。それと、今回、浄化センターができました。この浄化センターをつくられたときの設置条件と当初の条件の差というのは大きいですか。

○鳥栖市 これが現在の計画ですけれども、こちらが水処理、汚水が入ってきて水をきれいに処理して、こちらの轟川に流すわけですがけれども、当初の計画は 12 万トンぐらいの計

画だったと記憶しております。こちらが安良川になりますけれども、ここまでいっぱい水処理の系列がございまして、それを前回、16年の全体計画のときに少し縮小しまして、また今回縮小するという形で見直しをやっているところでございます。

○齋藤委員 縮小するということは、処理能力がそんなに要らないよということですか。

○鳥栖市 そうです。当初の計画のときには、1ヘクタールの面積から1人当たりの汚水量の算定をするときに、少し多めに見積もっていたといいますが、過大になっていた部分もあるかと思えます。そういうのを現在、供用開始をして十数年たっておりますので、そういう実績をもとに、今、そういうものをすべて見直しをやっているところでございます。

○齋藤委員 山間部の100世帯の浄化槽設置というのは、これからですか。

○鳥栖市 これにつきましては、現在、もう浄化槽の設置は実施しております。国、県の補助、あと市の上乗せという形で浄化槽の促進をしております。今後についても、同じように促進をしていくということで、どうしても費用対効果の問題で、山間部については距離がございまして、浄化槽処理という形になってくるかと思えます。

○川本委員 縮小されて人口が多くなっているということは、受益者負担は減るということですか。

○鳥栖市 鳥栖市の受益者負担金につきましては、面積当たり幾らという形で、鳥栖市の場合、平米450円なんですけれども、面積が194ヘクタール減りますので、当然、受益者負担金は減ってくるかと思えます。

○川本委員 それは毎月の下水道使用料にも関係してきますか。

○鳥栖市 受益者負担金と使用料は性格が全く別なものです。受益者負担金というのは下水道建設費の一部を負担していただくという制度でございまして、1度きりいただくもので2回以降はいただかないというものでございます。

○川本委員 工事が済んでいるところは後で返還されるんですか、そうじゃないんですか。

○鳥栖市 工事が済んだところ、これで言いますと黒いところについては、今、下水道整備が終わって受益者負担金はいただいているんですよ。この黄色のところというのは全体計画には入っていたけれども、農地なので受益者負担金は賦課しておりません。それで、赤いところが今回追加になっている部分ですので、そういうところについて今後賦課をしていくという形ですので、返還とか、そういう手続は一切出てこないと考えております。

○齋藤委員 鳥栖は安いですね。

○愛野委員 さっきの受益者負担金なんですけれども、農地は負担金はいただけてないということですよ。今後、いろんな土地の、農振除外だとかいろんなことがあって、宅地になったり、あるいは事業用土地になったりした場合には新たに受益者負担をいただくということですか。

○鳥栖市 今おっしゃられるとおり、農地が転用された翌年に私の方で税務課の台帳関係等との整合をやりまして、そこで新たに発生した部分については、下水道に接続をされる前に受益者負担金をいただきますよというご説明をして、いただいているところでござい

ます。

○古賀委員長代理 よろしいですか。 それでは、これは継続ということにさせていただきます。

○多久市 それでは、多久市下水道について説明いたします。多久市建設整備課の森です。どうぞよろしくお願いいいたします。資料に基づいて説明いたします。

それでは、多久市公共下水道事業における事業評価制度に基づいた再評価の結果を報告いたします。

今回、評価対象となった北多久処理区は、全体計画における計画処理人口が1万3,600人になっております。このため一般的に用いられている現在価値比較法によって評価を行いました。

事業の概要であります。事業名は「多久市公共下水道」です。処理区名は「北多久処理区」です。平成10年度より事業に着手し、完了見込み年度は平成29年です。

北多久処理区の概要です。計画処理区域の面積は、全体計画430ヘクタール、認可計画163ヘクタール、平成18年度末で74ヘクタールとなっております。計画処理人口は、全体計画1万3,600人、認可計画5,500人、平成18年度末で2,300人となっております。処理施設は、多久みず環境保全センターといたしまして、平成18年3月7日に一部の供用を開始しております。一日の最大処理能力は、全体計画時の12系列で1日8,900立米、認可計画時の4系列で1日3,000立米、平成18年度末で2系列で一日1,500立米となっております。

北多久処理区ですけれども、これは北多久処理区の計画一般図となります。全体計画区域430ヘクタールに対して認可計画区域は、黒枠で示す第1期が93ヘクタール、赤枠で示しております部分が2期工事として70ヘクタールの合計163ヘクタールです。

続きまして、多久みず環境保全センターです。これは多久みず環境保全センターのパース図です。現在の整備状況としまして12分の2系列を整備しております、処理能力は1日1,500立米となっております。

北多久処理区の運営状況です。北多久処理区の水洗化率は平成18年度末で12.0%となっております。供用初年度の目標であった30%を下回りましたが、これは集合住宅入居者との協議に時間を要し、接続時期が延期されたことが起因しております。現在、協議は終了しており、接続推進をやっているところでございます。

下水道使用料については、20立米当たり2,362円、1立米当たり換算しますと118.1円となります。

汚水処理にかかわる維持管理費に占める使用料収入の割合については、平成17年当時は未供用であったために実績はなしとなっております。

年度別便益です。生活環境の改善効果における評価対象は、下水道整備によるどぶの解消です。評価手法は代替費用法であり、中小水路の覆蓋費用と水路の清掃費用について年度別に算出をしております。

便所の水洗化効果における評価対象は、住環境の改善です。評価手法は生活環境の改善効果同様に代替費用法であり、浄化槽の設置費用、浄化槽の維持管理費用、浄化槽の汚泥処理分費用、浄化槽の敷設占有費用について年度別に算出しております。

費用効果の分析です。現在価値比較法による費用効果の分析結果は以下のようになります。効果は197億9,700万円。効果の内訳は、生活環境の改善効果が87億5,200万円、便所の水洗化効果が110億4,500万円、費用コストは154億1,800万円でありました。費用の内訳は、事業が143億9,400万円、維持管理費が10億2,400万円でした。

以上の結果、B / Cは1.284となっております。

今後の方針であります。北多久処理区においては、公共下水道の費用効果が1.284となり、事業実施の効果が確認されております。多久市では、この下水道事業を生活環境の改善及び公共用水域の水質保全に有効な施設と位置づけ、今後とも計画的な整備を継続していきたいと考えております。

以上です。

○古賀委員長代理 それでは、この件につきまして、ご質問なりご意見をお願いいたします。

○長委員 下水道処理人口普及率が75%ということで、進捗率から見てある程度納得いくんですが、先ほど、水洗化率が12%と言われましたね。当初の目標が、この時点で30%ぐらいと言われたんですけど、これは最終的な目標ではなくて、18年度あたりこれぐらいというのが30%という意味ですか。

○多久市 初年度の目標値がですね。

○長委員 水洗化率の目標値が30%ということですか。

○多久市 はい。

○長委員 現在、12%ということですね。

○多久市 そうです。

○長委員 理由というのは、先ほど何か言われたと思うんですが、水洗化率が半分以下で、大体3分の1ぐらいしかないんですけど、理由を先ほど言われましたが。

○多久市 これは、市営住宅、県営住宅等のつなぎ込みが、調整が遅れましたので、現在やっておりますので、水洗化率は実際はもっと上がってくると思います。

○長委員 わかりました。

○古賀委員長代理 北多久処理区になっていきますけど、市には幾つかの処理区があるんですか。

○多久市 現在、総合計画の中には2カ所ございます。現在、認可地区としては1カ所です。

○古賀委員長代理 それは、もう1カ所を考える場合に、これも後で出てくると思うんですけど、例えばそれを一つのところに集中するということも考えられたんですか。

○多久市 多久の地形が山なりになっておりますので、検討資料を読みますと、2地区

に分けるのが理想だという形になっております。

○古賀委員長代理 いかがでしょうか。

○齋藤委員 比較的新しい事業ですから、あんまり、予定どおりに進んでいるでしょうか。

○古賀委員長代理 それでは、継続という形でお願いします。

では、次は小城市からお願いいたします。

○小城市 小城市下水道課の古川といいます。よろしくお願いいたします。

まず、小城市につきましては、ご存じのように、平成 17 年 3 月 1 日に、小城町、三日月町、牛津町、芦刈町の 4 町が合併をいたしまして小城市となったところでございます。公共下水道事業につきましては、合併前よりそれぞれの町で取り組んでおりまして、5 処理区の計画のうち、特定環境保全公共下水道の清水・原田処理区が事業を既に完了し、現在は公共下水道の牛津処理区、それに特定環境保全公共下水道の三日月、芦刈処理区の 3 処理区の事業を実施しております。

供用を開始しておりますのは、清水・原田、三日月、牛津の 3 処理区でございまして、平成 18 年度末の小城市全体での普及率は 24.6%となっております。

今回、ご審議をお願いしております公共下水道の牛津処理区につきましては赤の区域でございまして、赤で塗りつぶした分が 18 年度までに事業を完了し、赤の枠の部分が本年度以降の分ということになっております。

次をお願いします。牛津処理区の事業の概要についてでございますが、全体計画としましては、整備計画面積 279 ヘクタール、計画人口 1 万 500 人を平成 10 年度から 25 年度までに完了する計画でございます。

認可につきましては、平成 10 年度に当初の認可をいただきまして、平成 22 年度完了目標に、現在、事業を進めておりまして、平成 18 年度末現在の計画面積に対する進捗率につきましては 66.6%でございます。

次に、費用効果でございますが、分析の手法としましては、下水道協会のマニュアルに基づいて行っております。

効果としましては、生活環境改善と便所の水洗化で 166 億 5,200 万円でございますが、対する費用につきましては 133 億 8,600 万円。B / C につきましては、1.244 ということになっております。

牛津処理区の事業経営についてでございますが、平成 18 年度末での水洗化率につきましては 45.4%、使用料につきましては月 20 立米で 2,880 円でございますが、使用料収入で維持管理費を現在のところは賅っているところでございます。

次に、牛津処理区の汚水についてでございますけれども、これにつきましては牛津川沿いに建設をしております牛津浄化センターで処理を行っておりますが、処理方式は嫌気・好気法で平成 15 年 3 月 28 日に 1 回目の供用開始を行いまして、現在、8 池のうち 3 池の分を完了しまして処理を行っているということでございます。

牛津処理区につきましては、小城市の中でも中央部に位置しておりまして、しかも、多くの人口が集中している地区でございます。そこから出る生活雑排水は用排水を兼用しておりますクリークから有明海に排水されておりまして、ご存じのように、水質汚濁の主な要因にもなっております。

このようなことから、市町村合併後の住民アンケートの結果におきましては、今後、まちづくりで力を入れるべき施策として、第1位の高齢者福祉の充実とほぼ同率で下水道の整備が続いております。このため、市としましても生活環境の最重点事業と位置づけて事業に取り組んでいるところでございますので、事業継続について何とぞご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○古賀委員長代理 それでは、ご意見、ご質問をお願いいたします。

○齋藤委員 基本的な質問ですが、教えてください。1人の処理能力と普通言うじゃないですか。それは例えば高齢者と若い人との違いがあるんですか。1人は1人ですか。

○小城市 下水道の計画は、1人当たり幾らということで同じ数値です。

○齋藤委員 高齢社会になっても、その数値としては変わらない、人間1人は1人と。

○小城市 1人当たりの排出量につきましては、上水道の使用水量なんかをもとに計画の変更時に見直しを随時行うということで、それは汚水の計画緒元の重要な部分でございますので、その部分については計画を見直すときに必ず見直すような形をとっております。

○齋藤委員 これからはそういう現象が出てきますよね。

○小城市 それと同時に水の節約の機器も出ておりますので、1人当たりの水量については年々減っているのが現実でございます。

○古賀委員長代理 幾つかの町が合併されたわけですね。そしたら、それぞれの処理区で、最初、費用が違ったと思うんですね、月当たりの使用料が。現在はどうなっていますか。

○小城市 使用料につきましては、合併時に、今おっしゃるように、若干の違いがございました。それでまず公共料金を統一しようということで料金の統一を図りまして、それも20トンにしても10円か20円の差ぐらいでしたので、とりあえず統一をしまして、その後、現在のところ、下水道経営状況も考えて見直しの必要性に迫られているところでございます。

○古賀委員長代理 私も全体を知っているわけじゃありませんけど、今まで見たところでは結構高いですね。

○小城市 それでも、もうちょっとお願いしようかなと思っております。

○古賀委員長代理 何かございませんか。

○愛野委員 完了予定年度が平成25年度ということですがけれども、25年度で水洗化率は何%ぐらいですか。

○小城市 申しわけございません。完了年度での水洗化率....。

○愛野委員 結局、何を聞きたかったかということ、今、維持管理費が使用料収入で賄われ



ているわけですね。年間の維持管理費が4億円ぐらいですか。

○小城市 年間の維持管理費としましては、1,380万円程度でございます。

○愛野委員 失礼しました。25年の完了予定時には、当然、使用料収入で100%賄うという予定になっているんですね。

○小城市 はい、維持管理費の分はですね。

○愛野委員 これはどこの処理区においても、そうなんですかね。

○小城市 普通、このくらいの規模の処理場でしたら賄いきるということで考えております。

○愛野委員 鳥栖なんかは、じゃ賄えない…。

○鶴田県土づくり本部副本部長 今、委員さんが言われているのは県内の、どこの市、町でもかということですね。それは規模の大きいところ、佐賀市あたりになれば十分過ぎるぐらい、むしろ、建設投資、イニシャルコストの返済の分にも使える状況にあるかと思えます。むしろ、小さい規模のところの使用料では足りないというところが出る可能性はあるかと思えます。

○下水道課 公共下水道では、大体、維持管理費は賄っているところが多いと思えます。先日説明した鹿島がちょっと、80%で説明したんじゃないかと思えます。

○愛野委員 ということは、使用料が安いということですね。

○下水道課 使用料が安いのか、維持管理費が高いのか、ちょっとそこら辺の分析をやってみないとあれなんですけど。

○愛野委員 佐賀市とか鳥栖市は十分ペイするわけですね。わかりました。

○古賀委員長代理 よろしいですか。

○齋藤委員 その辺は毎月のことで、市民、町民の人たちの不公平、不満というのが下水道化したことによって住みにくいまちになったりとか、そういうことにならないような不公平さは取り除かなければいけないでしょうね。あんまりその辺に差があって、隣まちは半分だとか、そういうことが出てこないように。時々、ニュースでも出てくるじゃないですか、そういうことが。だから、その辺は少し平均化できるような何か戦略がなければいけないと思えます、普通に生活する立場になるとですね。下水道というのは公共性があったやらなければいけないという方針でやられますけど、実際、恩恵を受ける市民、町民たちから不平が出てくるような公共事業は、なかなかその辺が痛し痒しのところじゃないでしょうかね。

○小城市 料金の値上げについては、できる限り抑えるようにということで、維持管理費についても努力は今後とも行いたいと考えております。

○古賀委員長代理 よろしいですか。 それでは、この件も継続ということにさせていただきます。

次は、川副町からお願いします。

○川副町 川副役場建設下水道課の光吉と申します。よろしく願いいたします。川副町

下水道についてご説明をさせていただきます。

まず、事業概要でございますけれども、事業名は、川副町公共下水道です。平成 10 年度から着手しまして、完成見込みを平成 29 年度と定めております。全体の事業費が、今回の計画の見直しによりまして 193 億 2,700 万円となります。平成 18 年度までの実施済み額が全体額で 36 億 1,700 万円となります。計画見直し額の全体の 18.7% に達しております。

次に、川副処理区の概要についてご説明いたします。計画処理区の面積は 434 ヘクタールでございます。計画図では灰色で示しております。計画見直しはございません。認可計画は 99 ヘクタールで、図面では黒で示しております。平成 18 年度末での管渠の整備は 81 ヘクタール完了いたしております。計画処理人口の見直しはございません。処理施設は、川副浄化センターといいまして、図ではこの位置になります。1 日の最大処理能力は、既計画で日に 1 万トンでございましたけれども、今回、計画見直しによりまして、これを廃止をいたしまして、佐賀処理区の佐賀市浄化センターで処理をしたいと考えております。それから、ポンプ場を 2 カ所、計画しております。ポンプ場については、計画見直しはございません。

次お願いします。今回の見直しでは、浄化センターを削除しまして汚水を佐賀市の浄化センターで処理するよう、圧送管を東与賀町を經由して佐賀市のセンターまで送るということで計画見直しを進めております。

次お願いします。これが廃止をします浄化センターの平面図でございます。

次は、川副第 1 中継ポンプ場の平面図でございます。現在の計画では浄化センターへ送水するという計画を持ってございましたけれども、今回の変更計画では方向を変えて佐賀市へ送水するということになります。

次お願いします。年度別の便益比の考え方をこのように整理をいたしております。効果項目を生活環境の改善効果と公共用水域の水質保全効果としております。それぞれ周辺環境、居住環境の改善、公共用水域の環境価値を評価対象にいたしております。

評価の手法としましては、代替費用法、CVM法でございまして、中小水路の覆蓋費用から環境改善に対する支払い意志額までそれぞれ年度別に算出をいたしました。

次お願いします。現在、価値比較法によります費用効果分析結果はこのようになっております。効果分としては、既計画、今回計画とも 253 億 8,200 万円でございます。内訳は、生活環境の改善効果が、今回計画では 230 億 500 万円、公共用水域の水質保全効果が今回計画では 23 億 7,700 万円ということでございます。費用につきましては、既計画では 237 億 4,200 万円、今回の計画では 214 億 1,100 万円でございました。内訳は、事業費が今回計画 199 億 3,700 万円、維持管理費が今回計画で 14 億 7,400 万円になりました。

以上の結果によりまして、B/C は、既計画では 1.07、今回の計画では 1.19 ということになっております。

以上でございます。

○古賀委員長代理 ご意見ございませんか。ここは見せていただきまして説明を受けてお

りますので、大体わかります。

○川本委員 これは佐賀市の浄化センターまで送るということですが、圧かなんかかけるんですか。

○川副町 はい。既計画ではポンプ場から処理場まで3キロということでしたが、今回は約7.5キロございます。ご存じのとおり、川副町は平たん地でございますから勾配をつけて送るということは無理でございます、水道のように圧力をかけて送りたいと考えております。

○川本委員 何カ所かで押し出すんですか、1カ所だけでいいんですか。

○川副町 第1の中継ポンプ場が一気に送り出すこととなります。また、この後、東与賀町のご説明もあるかもしれませんが、東与賀町の汚水も一部取り入れて、ここで一度に送りたいと考えております。

○古賀委員長代理 月当たりの使用料は、20立米で月幾らになりますか。

○川副町 現在、川副町は供用開始をいたしておりませんので額を決定いたしておりませんが、合併協議の中では佐賀市の例に合わせるということで、今、決めておりません。

○齋藤委員 佐賀市と合併で処理場をつくらなくなったために予算額が減るわけでしょう。

○川副町 はい。

○齋藤委員 どれくらい減りますか。

○川副町 資料の最後のページにございますように、事業効果の中では、事業費としては12億5,000万円、維持費として10億円、合計23億3,100万円と、B/Cの費用効果の中ではそういう計算をいたしております。

○齋藤委員 大きいですね。

もう一ついいですか。現地を見て、跡地、つくらなくなりました跡地の利用というものを具体的に教えてください。

○川副町 今、具体的な動きとしまして、有明漁連の方からノリの協業施設として使用したいという申し入れがっております。その条件、あるいはいろいろな問題がございますが、その協議を今しているところでございます。この協業施設がここにできますと、犬井道集落にある漁家がほとんどこっちに出てまいりますので、水質汚濁の改善にも結びつくということで、我々としては一石二鳥だと思っております。

○齋藤委員 そこでも利益が出ますか。

○川副町 処理場としましては、利益は出ません。土地として貸すか売るかになりますから。汚水の処理についての経費が要らなくなりますから、それは利益に結びつくということになります。

○長委員 仮にノリの処理施設ができた場合、使われるのは水道水ですか。

○川副町 はい。

○長委員 その処理水は海の方に流すということになるんですか。

○川副町 はい、直接、海の方に流したいということを漁連の方では考えているようです。というのは、内水面に落としますと、どうしても農作物等の被害が発生いたしますので。

○古賀委員長代理 よろしいでしょうか。 それでは、ご苦労さまでした。継続にさせていただきます。

それでは、最後の東与賀処理区についてお願いいたします。

東与賀町 私、東与賀町役場の環境下水道課の課長をしております徳島です。よろしくお願いいたします。

それでは、早速説明の方に入らせていただきます。

事業概要ですけれども、事業名は東与賀町特定環境保全公共下水道です。処理組合は東与賀処理区です。平成 7 年度より事業に着手しまして整備を推進してきております。完了見込み年度は平成 30 年度ということで計画をしております。

東与賀処理区の概要ですけれども、計画処理区域の面積は全体計画で 221 ヘクタール、認可計画で 210 ヘクタール、平成 18 年度末で 177 ヘクタールの整備済み、完了となっております。それから、計画処理人口は、全体計画で 8,320 人、認可計画で 7,680 人、平成 18 年度末で 4,226 人が下水道を使われているということです。

これは計画の見直しですけれども、東与賀処理区では現在計画の見直しを行っております。それで、処理場増設をせずに佐賀市浄化センターへ接続をする計画をしております。これにより下水道事業のコストの削減効果が発揮できると期待をしております。

次お願いします。これは東与賀浄化センターの図面です。現時点での処理状況としましては、2 基のうち 1 基を稼働しております。そして、日、1,800 立米の供用開始をしているということです。

次お願いします。これは計画見直し後の処理場の図面です。既設の黒色の部分は今現在利用しているものです。それと増設の関係で黄色のところですが、これは廃止をして、佐賀市浄化センターへ送水をするということです。

これは今町ポンプ場の図面です。真空式ポンプを採用し、現在稼働をしております。

年度別便益比の考え方としては、次のとおりです。生活環境の改善効果における評価対象は、周辺環境の改善と居住環境の改善です。評価手法は代替費用法で算出をしております。公共用水域の水質保全効果における評価対象は、公共用水域の環境価値です。評価手法は C V M 法であり、環境価値に対する支払い意志額について算出します。

簡易比較法による費用効果の分析結果は、次のようになっております。効果につきましては 6 億 4,100 万円、それから、費用コストにつきましては既計画で 5 億 8,000 万円、計画見直しで 5 億 2,400 万円となっております。

以上の結果、B / C は既計画で 1.11 でしたけれども、計画の見直しで 1.22 となっております。

東与賀処理区の運営状況ですけれども、平成 13 年 3 月に供用開始をしております、平成 19 年 3 月末現在で水洗化率 62%であります。使用料につきましては、20 立米 2,940 円と

いうことで設定をしております。維持管理費に占める使用料収入割合としましては 100%を超えているということです。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

古賀委員長代理 では、ご質問、ご意見をお願いします。

長委員 まず、全体をつかみたいので。現在、浄化センターの 2 基のうち 1 基が実際稼働で供用中ということですが、もう 1 基については、もの自体は据えつけていないわけですかね、据えつけられているわけですか、そこは。

東与賀町 今現在、据えつけはやっておりません。計画どおりにいけば 19 年度で設置するという計画でしたけれども、完全に取りやめております。

○長委員 わかりました。

それと、今現在、1 基が稼働しているわけですが、実際、地区の方が利用されておるわけですが、この 1 基の処理能力と実際今つないでいる、それとの関係はどうでしょうか。

東与賀町 今現在、先ほど話が出たように、2 基目は中止をしたということで心配しているのが、この処理能力がいつごろまでかということですが、我々としては、21 年度ぐらいまでは 1 基でどうにか、接続関係を考えた場合、いいんじゃないかなというふうには思っております。

長委員 21 年までは 1 基で東与賀町の各家庭からつながれてくるのを処理できるということですか。

東与賀町 今現在そう考えているんですけども。

長委員 そうすると、それまでに佐賀市の方につながらないといけないということになりますかね。

東与賀町 そういう形というのですかね、ですから、一日も早い広域の下水道化を待ち望んでいるということです。

○古賀委員長代理 この使用料はかなり高いわけですが、これは佐賀市につないだ場合はどうなるんですか。

東与賀町 今のところ、大体来年 4 月から佐賀市の方に統一するという考え方で今動いております。若干安くなるということで聞いております。

川本委員 今、佐賀市が幾らですか。下水道を今回見て回る中で使用料が高いというような、「佐賀市に住んでいるなら安い」と随分言われましたけど。

下水道課 平成 17 年末現在、20 トンで 3 人世帯が標準的な使用料とっていますが、2,590 円、東与賀が 2,800 円...

東与賀町 2,940 円です。これは税込みですね。

古賀委員長代理 ほかに何かございますか。 ないようでしたら継続とさせていただきます。

それでは一応、審議の部分はこれで終了させていただきましたが、あと、まちづくり推進

課の方で兵庫北区の区画整理事業について、この前、積み残しがございましたので、そのことについてご説明をお願いしたいと思っております。

まちづくり推進課 まちづくり推進課の副島でございます。この前、兵庫の土地区画整理事業ということで再評価をお願いしましたところ、私ども、不勉強なこともありまして、小学校の建設予定が当初あったのではないかと。小学校を建てることによって兵庫北の区画整理区域内のステータスというんですか、そういう質の向上が図られる計画ではなかったかということが1点。それから、現在、ゆめタウンが進出しております。そのときの土地利用の議論はどうだったのか。この2点の経過を調べてご報告するよというところのご意見だったかと思っております。それに従いまして、2つ分けてご説明させていただきたいと思っております。

小学校でございますが、当初、この人口規模を約6,500人と見込んでおりました。一つのまちということで計画しておりました、ここのピンクに塗ってあります部分が小学校用地として約3ヘクタール、事業計画に反映していたところでございます。

佐賀市が小学校建設予定地取得について、ここに120ヘクタールの区画整理をする際、3ヘクタールの小学校予定地を確保してくださいというお願いがございまして、それを確認の上、新小学校の用地買収を前提として、資金計画にその土地代が入ってくるものとして組合の設立認可をしたところでございます。

しかしながら、平成10年から13年の間の情勢の変化といいますか、地方財政が非常に厳しくなってきたということ、それから、後ほどお話し申し上げますが、地価の下落等々ございまして、なかなか新規に小学校を建てるのが困難であるというような経済的理由もございまして、佐賀市の方から平成13年に、一つは区画整理として損失を出さないような形での、保留地を売買して保留地処分金も収入として上げて、事業計画をきちっと採算性のあるものに見直すよという1点。それから、既存小学校の改築に変更したいので、3ヘクタール予定していたけれども、これを既存小学校の利活用で有効活用というんですか、一つは増築でございますが、によって小学校児童の教育の場を確保したいという申し入れがございまして、平成10年にこういうふうな事業計画をしていたものですから、県、市、兵庫の区画整理組合の3者による協議を続けてきたわけでございます。そして、平成14年6月には、この申し入れのとおり、兵庫小学校の増改築ということで校舎等の拡張工事を着手していただき、兵庫小学校の改築工事が平成15年3月には終了したと。これを受けまして、小学校が兵庫北の土地区画整理事業地内にはもう建設が見込めないというようなことで、16年には第1回の事業計画の変更をしたところでございます。

小学校に関する佐賀市の方針でございますが、初め、3ヘクタールのスーパーブロックで予定しておりましたけれども、14年度から兵庫小学校を増改築することで対応したいということになりまして、今後、兵庫北の中に小学校を建設する可能性は薄いというような方針が出されたものでございます。

現在の小学校の状況でございますが、ここが兵庫小学校です。現在の児童数は約700名程

度でございます。増改築によりまして約 100 名程度が今後も受け入れ可能であるというよう  
なことでございます。

それにもう一つ、兵庫北だけではございませんで、南の方も含めたところで、そばに循誘  
小学校というのがございます。こちらは 520 名の児童数で現在教育がなされているところで  
ございます。この 2 つの小学校が城東中学校というところに通うわけですが、こちらが現在  
600 名というようなことでございます。

過去 10 年間の佐賀市内の小学校の児童数の推移をつけております。一つは兵庫小学校の  
児童数の推移でございますが、平成 10 年に 492 名ですから約 500 名程度いたものが、平成 19  
年度現在約 708 名でございますので、約 200 名程度の増になっております。それから、その  
そばであります循誘小学校は、平成 10 年当時 550 名程度が現在 520 名程度になっていると  
ころでございます。

今、佐賀市の方では、ぎりぎりの校区のところについては、生徒の意思といいますが、児童  
の通学の安全等を考えて、兵庫校区でも循誘小学校に通えるという、そういう制度をとって  
おりまして、現在、兵庫南地区において 22%程度が循誘小学校の方にお世話になっていると  
いうことでございます。

そのほか、特徴的なものをここに挙げております。一つは勸興小学校でございますが、佐  
賀市内の真ん中にある学校でございます。スプロール化で、一時、生徒が減少いたしました  
けれども、マンション等の建設に従いまして、幾分か児童数の増加が見られる。それから、  
兵庫と同じく土地区画整理事業で新たなまちをつくりました鍋島小学校におきましては、  
事業が完了しましたときぐらいにピークを迎えておりますが、それ以降は徐々に減少傾向  
を示しているということでございます。これはそれをグラフにしたものでございますが、ど  
ちらにしても少子・高齢化ということで、児童数は総体的には減少の一途をたどっている  
というのが現状かと認識しております。

次に、地域内に小学校の建設ができなかったということで、兵庫小学校に基本的に通うよ  
うな形になるわけでございますが、ここに既にお住まいの家庭、それから新たにこちらに越  
されてこられる家庭の児童の方々の安全を確保するために、兵庫北では、この長崎本線を越  
えております環状東線、高架になっております。オーバーで高架していっておりますので、  
その下が使えるということで、一つはこの高架下を通して、こちらの小学校に通う通学路を  
指定していただいております。もう一つは、区画整理の中で歩行者専用道路を整備しまして、  
もう一つの通学路をこちらに確保しまして、この交通量の多い環状東線対策としての通学  
路の確保を行っているところでございます。

しかしながら、現在事業をやっている兵庫南側、既に社会保険病院が建っております兵庫  
地区につきましては、立体交差がございませんので、平面交差で 4 車線の道路を児童たちが  
渡って通学しているというのが現状でございます。このために、兵庫小学校の方ではさまざ  
まな安全対策がとられております。一つは、父兄等によります横断部分の安全確保、指導等  
を行っていただいております。もう一つは、兵庫小学校の交通安全マップというようなこと

で、こういうふうに通ったら大丈夫ですよ、ここに危険箇所がありますということでのリーフレットをつくっていただいて、新学期、新入生が入ってくる時期等にこれを配布しながら指導をしていただいているというようなことで安全対策が行われているところでございます。

ちなみに、兵庫小学校はこちらでございまして、兵庫の区画整理がちょうどこの鉄道を挟んだ上の方になります。兵庫は若干広うございますので、校区的にかなり大きな校区となっているところでございます。

以上が小学校に関する経過と取り組み状況等のご報告でございます。

続きまして、土地利用に関する計画につきまして、ご報告申し上げたいと思います。

先ほど申しましたように、小学校建設予定地のところが小学校を建設しないということになりましたので、この事業計画を見直すという引き金になったわけでございますが、先ほどご説明で申し上げましたとおり、一つは地価の下落、それから住宅建設の落ち込み等がございまして、このままでは保留地の売買がうまくいかないということで、保留地価格を実効性のあるものにとすることでさまざまな工夫をして、全体事業費、もしくは県、市、国が補助します基本事業費を見直したところでございます。

見直しの内容でございますけれども、一つは移転補償費等を削減するために、既存の道路、水路をできる限り使えるものは使うという方針のもと、有効活用をしたところでございます。もう一つは、公共施設の道路等の整備内容を見直して工事のコスト縮減を図ったところでございます。それと節減面から申しますと、住宅等が建つ小規模区画に比べまして大規模区画を設けて区画道路の整備量を削減して全体的な工事費を抑制したところでございます。

また、事業を実施するに当たりまして、保留地の販売というのが大きなキーワードになってまいりますので、先ほど申し上げましたように、兵庫地区の区画整理は8万2,000円相当だったものを、より安価な住宅地を供給したいという願いもございまして、平米5万2,000円、約3分の2程度までに引き下げたところでございます。

そして、大型商業施設でございますけれども、その事業計画を、10年に設立認可したわけでございますが、小学校等の公共用地の買収が一つできないと。そして、兵庫北としての土地の魅力を上げたいというようなこと、事業費を削減したいといういろいろな願いがございまして、いろんな大型施設の誘致等を地権者、組合の方から図られたところでございます。それが平成14年12月でございました。イズミ、いわゆるゆめタウンの親会社でございますが、平成15年には進出が決定というようなことで、それを受けまして換地計画等を含めます土地利用計画等を総合的に16年から17年にかけて変更をしたところでございます。その変更後にご存じのとおり、平成17年11月に工事着工されまして、平成18年12月にはゆめタウンがオープンしたということでございます。

佐賀市の土地利用の考え方でございますが、これは一般論として、このような考え方で進められているということで、ここに書かせていただいております。

一つは、大まかに商業系、工業系、住居系というように類型化をしまして、それぞれ用途を



決めておるところでございます。特に、都市機能が集積する中心市街地等に商業地域を持ってきていると。それから、それを取り巻く形で住居系を持ってきて、環境悪化のおそれのないところに工業系を持ってきているというようなことで指定をしているところがございます。

また、環状北線、環状南線、環状西線、環状東線とかいろいろ、佐賀市を取り巻く環状線がございます。それから、暫定で4車線になりました国道264、総合運動場の横をアバンセの横を通過しております佐賀大和線、このような主要幹線道路沿いにつきましては、沿道商業サービス施設の立地誘導を考慮して、ある一定の幅を持って近隣商業地域等で用途を指定しているということでございます。それから、その幹線と中心市街地を結ぶ幹線道路につきましては、周辺の土地利用状況、もしくは沿道の状況等を考慮して、それぞれその沿道に合った土地利用で指定を行っているということでございます。

それで、兵庫の土地利用でございますけれども、兵庫は大型施設をキーとして持ってくるという方針のもと、大きくは環状北線、環状東線を含みますところを商業ゾーンというような形で整備をいたしまして、残りの市内の駅に近い方を住居ゾーンというようなことで2つを大きくゾーニングいたしまして、土地利用をそれぞれ決めていったところでございます。

大型施設、さまざまな影響がございますが、その影響が既存集落等に及ばないように、先ほど言いましたように、商業ゾーンと住宅ゾーンに分けて良好な住宅地を保全するというようなこと、それから、一つのまちとしての機能を果たすというようなことで用途指定を行ったところがございます。

以上が土地利用に関する経過の報告でございます。

古賀委員長代理 どうもありがとうございます。あとは質問事項になると思いますが、時間がもう大分経過しておりますので、できるだけ簡潔にお願いしたいと思います。

齋藤委員 簡潔に。私は、これをみて、むしろ、また逆に。最初、小学校の用地を確保を下さいという市からの計画が、どういう方針、どういうコンセプトで取得についての確約を言われたのか。

それから、ただ周りを増築するから、小学校、中は要らないよという簡単な理由なのか。そういうふうな安易なまちづくりのコンセプトというのは私はあり得ないと思いますが、いかがでしょうか。

まちづくり推進課 確かに、鍋島等で見られますように、小学校の建設というのが、まちの魅力としてはもちろん上がるというようなことでございますが、それにしても、一つ大きく方針転換になったのは財政事情だということでございます。この用地を買うお金と、プラス・イニシャルと言っていいんですかね、建設費が新たにかかります。そういう中でいろいろ試行錯誤された。市のことですので、その議論の内容等は私詳しくは存じ上げないのですが、増改築での生徒数、何というかベーシックな部分として兵庫の小学校があるわけでございますが、その部分の増減というのが非常に予測しづらいということと、もう一つは、個々のまちが長期間にわたってやっと形成されるものということで、なかなかその踏ん切

りがつかなかったということの試行錯誤で、当面の間は兵庫小学校の増改築で対応したいという方針に変更されたやに聞いています。

齋藤委員　しかし、まちづくりというのは、最初からこの年数関係というのはわかっていたことではないでしょうか。財源が途中から足りなくなったからとか、そういう安易な、私はその辺が合点いかないんですけどね。簡単に学校をつくりたいからととととと言うたり、やっぱり足らんけんがちょっとよかよて、そういう問題じゃないと私は思いますけど。

この間の積み残しは佐賀市の担当者の方に来て説明してくださいというふうに、勘違いかもしれませんが、私は思っていました。ですから、こうしてただ文書だけで流されると、余計不満が募ってきますね。しかも、議会でどうのこうのと、議会もそういうに安易なものでしょうか。

だから、本当、いろんな声が今聞こえているわけですから、確かに、決定されたのはしょうがないにしても、これからこういう安易なまちづくりがされるとすると、市民というのは非常に不安になるし、不満にも思います。

その辺についてはもっと公共性のある立場で、税金を投入していくわけですから、その辺はもっと考えていただきたいと思います。

以上です。

長委員　現状時点で今さらどうこうということはないですね。ゆめタウンは、めタウンでああいうものができて、プラス・マイナスいろいろありますけれども、それはそれとして、現状時点では肯定的に受けとめざるを得ないかなと思うんですが。

今言われたように、この間の経緯に関しては、特に市側の対応に問題があると思いますね。平成10年9月に確約をして、そして、平成13年ですか、3年もたたないうちに、実際にそれで事業はスタートしているのに、根幹を揺るがすということがなされて、それで全体の計画を大幅に見直さざるを得ない状況になっているわけですね。その辺のところ非常に場当たりだと。

それから、この前も言いましたように、事業組合としては、かわりにゆめタウンという形に流れがなくなっていくわけですけども、それもこれを見ますと、イズミからゆめタウンが来ていただくという、そういうものが内々の、そういうものがあってから市の方に地権者の方から認可の申し入れがなされて、それで都市計画のそういう用途変更がなされるということですね。佐賀市は本当に全体の中心市街地の土地利用計画、都市計画をきちとなされた上でやっておられるかどうかという、ゆめタウンの影響云々の問題はありますけれども、非常にこれは、本当に都市計画というのがきちとなされているのかなと。それに基づいて事が進んでいるのかなと。3年もしないうちに大幅な変更があって、それで事業者、組合の人たちが振り回されて計画変更せざるを得ないというやり方が、どうも私もやっぱり合点がないなと思います。

そういう意味で、こういうまちづくりというのが、私たちの佐賀市、地元でなされているということは問題がありはしないかなと思うんですね。そういう意味で、区画整理事業でこ

ういうものが済んだ後、いろいろな形でまた用途変更とかなされてくるというのは、前にも言いましたけれども、うなずけるんですけれども、まだ事業が始まって3年もたたないうちに、先ほど土地の地価の問題とか云々ありました。こんなのは理由にならないんですね。3年ぐらいの間に、そういうことまで予測できなかったのかということですね。

だから、そういう意味で今言われたように、市の担当の方の説明を本当は聞きたかったと思います。ただ、結果として、今の現状に対してとか、この間の経緯に対して、土地区画整理組合の人たち云々ということに関してどうこうというつもりはありません。ただ、やっぱりどうしてもこの間の進め方を見ていると、どうもしっくりいかないところがあるなということだけは確認しておきたいと思います。

以上です。

池田委員 単刀直入に伺いますけれども、記憶がはっきりしないんですけども、平成10年から平成13年の間に市長がかわったんですって ですね。

寺田副本部長 私の方が当時担当しておりましたものですから、ちょっと説明させていただきます。

平成10年のもともとの計画には、小学校用地を買うということで、数十億の買収する金を資金として、収入として組合は上げておられたんですね。買ってもらえるものと思って事業を進めておられて、市長さんがかわられて、コンパクトシティということで拡大型のまちにはしないと根本的に考えておられたので、もうやめなさいという話もあって、それでも買わないということになったもので、まちは拡大してつぐらないということになったもので、組合の方はそれまでにお金を借りて投資されていたもので、やめるわけにいかないもので、それぞれの財産を売り払って金を返すということになるもので、そういうことはできないということで、そしたら、金がかからない、その収入をあてにしないでいいような事業計画に変えざるを得ないということになったわけですね。数十億の金が入ってこないようになったものですから。ですから、そういうことでやむを得ず、事業計画を変更、もう縮減縮減して、金が要らないような計画に縮減縮減して、用地費を減らしたり、そういうことをされて、こういう事業計画をつくられたんですね。

そういうことで考えられたんですけども、保留地が売れないということになると、事業そのものがもう成り立たなくなってしまう。ましてや、換地の部分も、せっかく田んぼをつぶして宅地になるわけですから、みんな来てくれないということになったら、事業が全く成り立たなくなるもので、そしたら、どういうふうなやり方でしたら、みんなが来てくれるのかということで、用途についても市と県と組合といろいろあったんですけども、いろいろ議論をして決めたんですけども、商業区域と住宅区域と分けようと。それで、ゆめタウンのところは保留地じゃない、換地なんですね。個人の換地のところに借地をさせて、ゆめタウンを誘致して、それを起爆剤にして人を呼ぼうという、やむを得ないような形に、こういう形になったということで、結果的にやっぱり商業の部分については結構立地があった。

そして、これからまた、宅地の部分についても、売れると思うんですけども、そういう

ことで結果的に商業部分が結構潤ったものですから、中心市街地と両立しないというよう  
な、都市計画として見た場合にちょっと矛盾するんじゃないかというように結果的になっ  
たわけなんです。

ですから、区画整理事業を成り立たせなければいけない、個人の土地を手離してまで事業  
をやめるとするのは難しいということと、都市計画というもののひずみというか、それが結  
局今、形になってあらわれてきているということだと思います。

長委員 だから、あそこに小学校ができて、今、鍋島がだんだん人口が減っておるわけ  
ですから、10年か15年しないうちに児童数が減ってくるということはあるから、そういう  
意味であそこに小学校ができた方がよかったのか、悪かったかなということはあると思  
います。

だけれども、そうなってくると、当初、一番最初に出された計画、これが非常にきちっと  
詰めがなされていたのか。

寺田副本部長 最初は住居系ということでなされていたはずと…。

長委員 小学校があそこに来ないということが引き金になって、全体が変わらざるを得  
なかった。だから、それは行政のトップがかわったということによって、そうなったんだと  
すると、やっぱりこれは本当に、もしそうじゃなければ、あそこは住宅ゾーンとして小学校  
ができて…。

寺田副本部長 近隣商業というのはもちろんあるんですけども、全部が全部、住宅じ  
ゃない。

長委員 だから、そういうところがどうも、流れとしていろいろなことあるわけですけ  
れども、私が最初言ったように、トップがその間にかわって判断が変わった、その判断が正  
しいというふうに評価できないこともないと思うんですね。だけど、やっぱりこういうあり  
方というのは褒められたことじゃない。つまり、それは今回の東与賀、川副の下水道処理場  
でも、終末処理場をこっちに思い切って変えようという、それはそれとしてあり得ること  
ではあるんですけども、ちょっと今回の兵庫北区のことに関してのやり方というのは、どう  
も先ほどの終末処理場云々の話とはちょっと違うので、やっぱり…。

寺田副本部長 だから、そのときに、判断されるときに、やっぱり中心商店街と両立す  
るような手法を何か考えておられたら、まだよかったと思うんですね。

長委員 何というんですか、そういう意味で佐賀市のまちづくり計画全体にかかわるよ  
うな部分があるから、何かとばっちりを商店街が受けたみたいな話に聞こえるんですね。  
そういう形で佐賀市の商業区域とかゾーニングがというのがなされるのかとなると、これ  
はどうも危なっかしくてしょうがないなという感じがします。

ただ、今の状況、それ自体はしょうがない、しょうがないというのはおかしいですけれ  
ども、これはこれとしていいように持っていかざるを得ないと思うんですけどもね。

川本委員 あれだけの大きな中で一番核となる小学校が抜ける。ただ、それを取りやめと  
いったときに、何か代替案は出なかったんですか。

寺田副本部長 組合の人たちがそれだけのリスクを覚悟して、自分の田んぼを担保にして、一番最初、金がないものですから、何十億という金を借りて事業をされておるんですね。それで、ぴたっとやめるということになると、その金を返さなきゃいかんものですから、

川本委員 だから、小学校を市の方がやめると言ったときに、市の方は何かほかに代替案は出てこなかったんですか。

鶴田県土づくり本部副本部長 代替案は全くなし。

寺田副本部長 学校をつくらないじゃなくて、土地を買わないという話も…。

○長委員 めちゃくちゃですね、やっていることが。

川本委員 そのかわり、こういうまちづくりをなさないと、それが却下されてこういうことに…。

寺田副本部長 だから、組合の人たちから見れば、学校であろうと何であろうと、とにかく土地を買ってくれば、土地代が収入ですから、それはそれでよかったと思うんですけどね。

○古賀委員長代理 土地区画整理組合は、これはもう仕方がないですね、ああいう形になれば。だけど、それをやはり決めていくときにかかわった行政、市になると思うんですけども、その態度というのはやっぱりおかしいですね。

寺田副本部長 ただ、市もやっぱり商業系はやりたくないという、基本的にはコンパクトシティということで、拡大型のまちづくりはしないという基本的な方針は持っておられたわけですね。ただ、そればかり言って住居系ばかりにしたら、本当に来てくれるか来てくれないかわからないような、土地の売買の状況から見て、そうだったもので地元の地権者の組合の人たちは何か商業系を持ってきて起爆剤をつくらないと、住居系、住居系、都市計画の議論ばかりしていても、現実には自分たちは負債を負ってしまうという両方の相入れないギャップがあったわけですね。我々もその調整に一番苦労して、少なくとも沿道ぐらいは商業系にしてもやむを得ないだろうと。中身は当初のとおり住居系でやってくださいよという形での、用途区域については市町村が決めるんですけれども、県に協議があるわけですから、そういうやむを得ない決断、我々もそれでいいでしょうということで判断したんですけれどもね。

○古賀委員長代理 やっぱり今後、こういうことをやる場合には、そこらあたりを考えてやらないと、とんでもないことになるという一つの例だと思いますね。

寺田副本部長 まして、市の区画整理じゃなくて、組合の区画整理、個人さんの集まりの区画整理ですからね。

○古賀委員長代理 よろしいですか。これは釈然としない部分はありますが、今ここで何かかんとか言っても仕方ないと言ったらあれですけども、今後、そういうようなことをやる場合には、よほど注意してやらないといけないという一つの例だというふうに…。

池田県土づくり本部長 ちょっと一言だけ、申しわけないですけども、現実としてはそういう姿になってはいますが、市の方も中心市街地の、長先生には一生懸命汗を流していただ

いていますけれども、県自体も中心市街地の活性化、再生という形で昨年度計画づくりをしまして、そういう中でシャッター通りがある現実を踏まえて、再生の成功事例をきちっとくっていかうということで、今、大きなところでは唐津とか佐賀市なんかは、佐賀市もきちっとその部分はですね。ただ、いろいろ課題もあつたり、ではどういう姿がいいのかという悩みはいろいろあるんですけれども、県も一緒になって、我々、まちづくり推進課もメンバーに入っていますのでそういう中で、とにかく中心市街地が、まちの顔と言われるところが元気にならないと、ということが大きな課題ですので、現実として大きな意味の土地利用とかまちづくりという観点からご指摘いただく分は、いろいろ事情は事情としてあったらと思うとは思いますが、とはいって、それをずっと是認して何もしないというわけにもまいりませんので、商店街の活性化というのは県の大きな課題として取り組んでいくようにしておりますので、そこはご理解いただきたいと思ひます。

古賀委員長代理 よろしくお願ひします。

それでは、もう随分時間が過ぎてしまいましたので、これでお開きにしたいと思ひますが、私が最終的に申し上げるべきことではないかもしれませんが、部分的にはやはり一番最初に出てきた問題としては、例えば、市が入っていたときにどうするかという問題がありましたし、それについてはおそらく何かもう考へておられると思ひますので、その点の処理をお願ひしたいということ。

それから、ここの区画整理事業に関して、最後に本部長さんがおっしゃられたように、中心市街地の問題等々ありますので、それについてはやはり十分考へながら処理をしていただきたいなというふうにお願ひさせていただきます。

それから、これは私だけかもしれないんですけれども、川副地区が決めておつた浄化センターをやめて佐賀市のセンターに接続するというようなことで相当費用が削減できると。今回、市町村合併でかなりの地域が合併しておりますので、今までもう既につくられているところもありますし、中途半端にまだつくりつつあるところもありますけれども、そういうところもひょっとしたらもう一度見直される必要もあるのではないかなという気がいたしました。そういうところが私自身としては気がついたところだと思ひられます。

あとにつきましては、もうかなりの推進状態でありますので、継続という形で最終的に処理をさせていただくということをお願ひしたいと思ひております。

以上、簡単ですけれども、最後の言葉にさせていただきます。

池田県土づくり本部副本部長 本年度の事業評価監視委員会、本当に暑い中、長時間にわたつてご審議いただきまして、ありがとうございました。

きょうご審議いただきました内容、農業の基盤整備につきましても、我々はやっぱり足腰の強い佐賀県農業を将来見据えながらというふうなことで、生産あるいは流通にわたりまして支えていくための基盤整備というふうなことで、全体としては非常に厳しい財政状況ですので、新規採択に当たつてはいろんな条件を加味しながらというふうなことになっておりますし、できるだけ早く効果が発現するような形での、厳しい中にも財源の集中投資、

そういう形で進めていきたいと思っております。

また、高潮対策につきましては、確かに地権者の問題がいろいろあって長年かかっていますので、いよいよきちとした形でしていくべきかなとは思っていますけれども、いずれにしても、任意でお話がつけば、その方が一番いいわけですので、そういう努力もしながら進めていきたいと思っております。この間、被害も、近年そう大きなのが来ていませんが、昨年の9月の13号台風は小潮で満潮時に来たものですから、越水という状態は出ていませんけれども、越波という形で地域の方からも相当、鹿島の方はなかったんですけども、福所江とか川副海岸はそういうお話もあっていますので、そういう意味でもできるだけ早くというふうなことは思ってやっていきたいと思っております。

また、森林整備、こちらの方につきましては、地球環境、温暖化ということで、我々も山そのものを我々の共有の財産だと、いわゆる山持ちさんだけの問題じゃないというふうなことで、県民協働というような形を進めています。そういう意味で、民有地の森林整備がどうなのかというご指摘もありましたけれども、できれば荒廃している管理されていない山は、公有地化してでもそこを守っていくというような形、それは新しい森林環境税というふうなことで今ご説明をして、そういう一つの大きな柱に、財源に限られますので、すべてをそういうことじゃないんですけれども、意識的に皆さんで山を守るんだという中の一つの政策として、そういうのを打ち出していきたいなということでご説明をさせていただいております。

地方港湾につきましても、国の厳しい中ではと言いますが、やはり早期の完成に向けてというようなことで考えております。

それから、B / Cのご議論が相当ありました。もう少し説明資料なんかにわかりやすく、単なる1・何倍、それだけじゃなくて、どういう考え方でというようなところも今後の課題かなと思っています。

それから最後、公共下水道の問題。これは維持管理の問題が今後大きくなってきますし、先ほど古賀先生の方からご指摘がありましたように、市町村合併を契機に、我々も基本的にエリアを広げればいいですけれども、水洗化率の問題もございまして、まずはそういう形で進めていくんですけれども、やっぱり浄化槽でできるところは浄化槽という全体のコストの問題、行政全体がどういう負担をするかという問題がありますので、そういう意味では合併市町村の方には見直しをぜひということで、幾つか見直したりなんか取り組んでいただいています。大きなところでは佐賀市さんと南部3町さんの見直しはそういう形で取り組んでいただいております。

全体の審議を通じまして、ご指摘いただいた点につきましては、我々、改善すべきことは改善しながら、また、事業に取り組むに当たっての審議といたしますか、検討というようなことも今後参考にさせていただきたいと思っております。

本当に長時間にわたりまして、きょうはご苦勞さまでございました。

鶴田県土づくり本部副本部長 それでは、これをもちまして佐賀県公共事業評価監視委

員会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

(閉 会)